

福岡市環境審議会議事録

I 開催日時等

1 日時 平成24年6月7日(木) 14:00~16:30

2 場所 福岡国際ホール 大ホールA

3 議事

(1) 福岡市新世代環境都市ビジョン(仮称)の策定について(審議)

(2) 生物多様性ふくおか戦略の策定について(報告)

(3) 「本市における環境影響評価制度のあり方について」中間とりまとめについて
(報告)

(4) アイランドシティ環境配慮指針の策定について(報告)

(5) その他

4 出席者(敬称略)

氏名	役職等
浅野 直人	福岡大学法学部教授
阿部 真之助	市議会議員
上田 直子	崇城大学薬学部教授
岡 博士	九州経済産業局資源エネルギー環境部次長
鬼塚 敏満	市議会議員
小野 仁	日本野鳥の会福岡支部長
清原 裕	九州大学大学院医学研究院教授
黒子 秀勇樹	市議会議員
郷田 治稔	福岡管区気象台技術部長
今田 長英	福岡大学大学院工学研究科教授
島岡 隆行	九州大学大学院工学研究院教授
富永 計久	市議会議員
中芝 督人	福岡商工会議所事務局長
萩島 理	九州大学大学院総合理工学研究院准教授
久留 百合子	(株)ビスネット代表取締役・消費生活アドバイザー
藤本 顕憲	市議会議員
藤本 一壽	九州大学大学院人間環境学研究院教授
二渡 了	北九州市立大学国際環境工学部教授
松藤 康司	福岡大学工学部教授
松山 倫也	九州大学大学院農学研究院教授
宮田 慶子	福岡市七区男女共同参画協議会代表
宮本 秀国	市議会議員
柳 美代子	住環境デザイン研究所代表
矢原 徹一	九州大学大学院理学研究院教授
吉田 順子	特定非営利活動法人環境みらい塾理事長

II 議事録

●事務局（環境政策課長）

お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから福岡市環境審議会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

現時点でございますが、委員数29名中、23名の方にご出席をいただいております。福岡市環境審議会条例第5条第2項の規定による定足数に達していることをご報告させていただきます。また、本会議は福岡市情報公開条例第38条に基づきまして、公開にて開催をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。なお、本日の傍聴希望者は2名でございます。

それでは、開会に先立ちまして、人事異動及び代表交代に伴います委員の交代につきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、平成24年5月末付で織田委員、田代委員が環境審議会委員を退任されております。それに伴いまして新たに2名の委員の方々にご就任をいただいております。名簿順にご紹介をさせていただきますので、お名前を呼ばれた委員の方々は、恐れ入りますが、その場でご起立をよろしくお願いいたします。

まず、福岡商工会議所事務局長の中芝委員、福岡市七区男女共同参画協議会代表の宮田委員。それから、事務局側につきましても一部組織変更等がございましたので、部長級以上の職員のみ、紹介をさせていただきます。～各自、自己紹介～。

以上でございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。それでは開会にあたりまして、環境局長よりご挨拶を申し上げます。

●環境局長

環境局長でございます。本日はご多忙の中、総会に出席していただきまして、ありがとうございます。本市の環境審議会でございますが、例年は10月ごろに一度、総会を開催させていただくというのが通例でございましたが、今年度はもう既に4月から環境管理部会を開催させていただいております。私ども、いま環境行政の中で課題が既に重積しておりますので、本日、第1回を開催させていただく運びとなりました。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、昨年度は委員の皆様のご意見を頂戴しながら、市の一般廃棄物処理基本計画でご

ございます「新循環のまち・ふくおか基本計画」を策定をいたしました。が、本年度におきましても、環境分野における重要な計画の策定を予定しているところでございます。本日、ご報告をさせていただきます「生物多様性ふくおか戦略」をはじめといたしまして、本市における地球温暖化対策の実行計画でございます「新福岡市地球温暖化対策実行計画」につきましても、今年度末を目途に策定をする予定でございます。

さらに本日の中心議題でございます、福岡市の環境行政全般の重要な指針となる「福岡市新世代環境都市ビジョン」につきましても、今年度中に策定をする予定でございます。よろしくお願ひいたします。この他にも、実は今年度、環境行政、環境局関連事業につきまして、様々な施策を今、展開しておりますが、その一部を少しご紹介させていただきたいと思ひます。

まず、春先に度々飛んで参ります黄砂対策といたしまして、今年の3月より全国の自治体で初めて黄砂情報の提供を開始いたしました。3日先の黄砂の飛来を予測し、一定の基準を超えた場合に、市のホームページや報道機関を通しまして、情報提供を行っているところでございます。現在、システムを構築中でありまして、よりスムーズに一般市民の皆様方にも提供できるよう、今進めているところでございます。

また、エネルギー関連につきましては、再生可能エネルギー導入の一環といたしまして、西部埋立場にメガソーラーを整備し、エネルギーも生産する都市への舵を切ったところでございます。また、展示室にはエネルギーを「創る、貯める、効率よく使う」スマートハウスの常設展示場を、アイランドシティ中央公園内に開設をいたしました。市民の皆様にも、このように新しいエネルギー問題につきまして、ご覧いただけるよう開設したところでございます。機会がございましたら、委員の皆様方も日本の最高峰の技術を集積いたしましたスマートハウスの機能をぜひ体験していただけたらというふうに思っております。

このように、本市での環境分野におきまして、様々な動きがございまして、それらを反映いたしまして、本日の総会も非常に盛り沢山の内容となっているところでございます。限られた時間ではございますが、どうぞ忌憚のないご意見を賜りますよう、お願ひをいたします。委員の皆様には、今後とも本市環境行政の推進につきまして、ご理解とご支援をいただきますようお願いをいたします。それではどうぞよろしくお願ひいたします。

●事務局（環境政策課長）

それでは議事に入ります前に、本日の審議で用います資料の確認をさせていただきます。事前にお配りしております説明資料でございますが、右肩に資料番号で1-1から1-3まで。議題2につきましては、右肩資料番号2-1、2-2。議題3につきましては、資料番号3-1と3-2。議題4につきましては、資料番号右肩4。以上を事前に送らせていただいております。

それから、本日お手元にお配りしております資料として、資料番号右肩5の福岡市環境審議会視察（案）について、それと議事次第、座席表、審議会委員名簿その他参考資料各種をつけさせていただきます。

お手元がない資料がございましたら、事務局のほうでお配りいたしますので、恐れ入りますが、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。

本日は主な議題が5つございます。まず議題の（1）でございます。「福岡市新世代環境都市ビジョンの策定」につきましては、昨年12月に本審議会でも骨子案について、ご説明させていただきました。そこで、いただきましたご意見、それから福岡市の関係部局からの意見、あるいは有識者の方々のご意見も幅広くお伺いいたしております、そういったご意見を反映させていただいて、今回素案をまとめてございますので、その内容について、ご説明いたします。

それから議題（2）の「生物多様性ふくおか戦略」につきましては、昨年12月に中間とりまとめを行い、報告をさせていただきました。その後、パブリックコメントを経て策定をいたしましたので、その内容について今日、ご報告をさせていただきます。

それから議題の（3）「本市における環境影響評価制度のあり方」につきましては、昨年10月に本環境審議会に諮問後、環境管理部会で、これまで2回にわたりまして、内容についてご審議をいただき、この度、中間とりまとめを策定させていただきましたので、そのとりまとめの内容について、ご報告いたします。

議題（4）「アイランドシティ環境配慮指針」につきましては、平成15年度に、まずこの環境配慮指針を策定したのですが、その後の社会状況の変化等に対応するために、今年の4月に改定をいたしておりますので、その内容につきまして、ご報告をさせていただきます。

最後に、議題（5）その他でございますが、本年11月初旬に予定をいたしております環境審議会の視察の視察先、それから今後の本環境審議会関連のスケジュールについてご説明をさせていただきます。

以上、本日は非常に盛り沢山でございますけれども、本日の議題でございますので、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。今後の議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

○会長

それでは、今日もお集まりいただきまして、ありがとうございます。国の動きであります。4月の下旬に新しい環境基本計画を決定いたしました。ただ、その中では温暖化関連の目標をどうするのかということがペンディングになっておりまして、初めてのことで、一部ペンディングのまま環境基本計画が閣議決定されたということでもあります。温暖化対策の目標については、今、最終の詰めに入っているところでありまして、温暖化関係については明日も議論するのですが、まあ幾ら議論しても全然まとまらないという大変困った状態でありまして、私もこの後、すぐ東京に行って、明日の朝8時から、打ち合わせをするところです。

原発がどうなるか、なかなかはっきりしないということもあり、しかし、2020年に25%という、鳩山元首相の言った数字はどうもとても達成できそうもないということが、だんだんはっきりしてきておりますので、これをどうするかという問題があるかと思っております。

それから、その他、循環型社会形成推進基本計画が、ちょうど5年経ちましたので、今月から新しい計画の検討が始まるというところではありますが、今後の循環の計画の中のキーワードとして考えられるのが、地域循環圏を高度なものにするということと、循環の質を高める。この2つが新しいテーマになりそうであります。そのことについても今月ぐらいいから準備が始まるということになります。そのほか、自分のやっていることだけしかわからないのですが、アスベストの規制を強化しようといううごきがあります。

こちらは特に建物の解体に伴うアスベストの飛散がどうもなかなかうまくコントロールできていない。それで何とかしなければと、こういう話です。私はもともとアスベストが入っている建物の登録制度をちゃんと先に布いておいたほうがいいと思うのですが、議論を始めるところです。

さて、事務局から報告がありましたように、委員会の委員のお2人が交代されまして、商工会議所から中芝委員、それから福岡市七区男女共同参画委員会から宮田委員が委員と

してご参加くださいました。

お二方には審議会条例の3条に基づきまして、前任者の残任期間をとりあえずの任期ということにして、お願いをいたしました。なお、所属される部会につきましては、審議会規則の4条の規定に基づいて、会長から指名をさせていただくことになっておりますので、お手元にあります委員名簿に従って、前任の方々と同じ部会、すなわち、具体的には循環型社会構築部会に所属をしているということになるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、先ほど課長からお話がありましたように、「福岡市新世代環境都市ビジョン策定について」の説明をいただくということにいたします。よろしくお願いいたします。

●事務局（環境政策課長）

はい。それでは座って説明させていただきます。

お手元の資料1-1、1-2、1-3を使ってご説明させていただきます。

まず資料の1-1でございます。「策定の趣旨・目的」、これは前回お示しした内容のとおりでございますが、複雑かつ多様化する環境問題、これに関連する社会経済の情勢を踏まえて、長期的展望に立った都市づくりの指針を定めるものでございます。

位置づけでございます。環境分野のみならず、他の行政分野の計画等においても、環境都市づくりという観点から「指針」と位置づけるように考えてございます。そういったことから、そこに書いてございます、環境関連の「福岡市環境基本計画」と、それ以外の部門別計画にも今後反映させてまいりますし、現在、福岡市総務企画局で策定をしております「マスタープラン」ですね。基本計画、こういったものと整合をとりながら、環境都市づくりを一緒に進めていこうということで、連携を図っているところでございます。

今後のスケジュール、3番でございます。本日、この6月のところでございますが、この素案をご報告させていただきまして、この審議会で出されました意見を素案のほうにしっかり反映をさせていく作業を進めたいと思っております。前回は、6月からすぐに議会報告、パブリックコメントと書いてございましたが、素案の部分の絞り込みをしっかりと時間をかけてやりたいと考えてございます。それから市のマスタープランとの整合もしっかり図ってまいりたいと考えてございますので、9月ぐらいまでお時間をいただきまして、素案を固め、議会報告、パブリックコメントということで、最終12月ぐらいの策定を目指

しております。

4番、有識者からの意見聴取ということで、お1人、お1人の名前のご紹介は割愛させていただきますが、いろんな分野にわたりまして、専門家の有識者の方々のご意見をいただきまして、本素案に反映をさせていただいているところでございます。

資料1-1につきましては以上でございます。

それでは、資料1-2の概要版のほうをご覧くださいませでしょうか。

資料1-2で、まず環境都市ビジョンの策定の趣旨、それから外部環境、内部環境等について、概略のご説明をさせていただきます。

まず、このビジョンの策定の趣旨につきましては、前回もご説明させていただいたところですが、福岡市を取り巻く環境問題はごみなどの身近なものから、地球温暖化や黄砂影響など、地球規模に広がり、さらに東日本大震災により脆弱性が顕在化したエネルギー問題を含め、複雑・多様化しています。

本ビジョンは、複雑、多様化する環境問題と、これに関連する社会経済の情勢も含め長期的展望に立った環境都市づくりの道標を定めたものでございます。

社会・経済と環境の統合的向上による新たな価値の創出を目指して、2050年という長期でございませが、将来の姿を描いております。

第1章の外的環境、福岡市を取り巻く脅威についてご説明をさせていただいております。まず、大きく6つのことを、ここではお示しいたしております。

人口構造につきましては、日本は2010年には1億2,700万人ぐらいいるのですが、これが9,500万人ぐらいに減少する。一方で福岡市は、これは総務企画局で出しました新しい人口推計に基づいてございませが、2035年まで増加し、160万人強まで増えまして、その後、2050年には若干減って157万人となります。

一方、高齢化については、着実に進行いたしまして、本文に出てきました2010年に17.6%の高齢化率が、2050年では約倍の34.3%まで増加するという推計がございませ。

それから右側です。経済的地位のところでは、GDPベースでいきますと、日本は横ばいで推移するというふうに予測されておりますが、中国、アメリカ、インドなどが非常に伸びるものですから、大きく引き離されまして、相対的な地位は低下すると予測されます。

それから左下です。エネルギー・食糧・水資源ということで、世界人口が非常にまだまだ伸びていくだろうということで、現在70億ぐらいいるところが、2050年、91億を超えるという、この世界人口の増加、あるいは砂漠化、地球温暖化、環境汚染等によりまして、エ

エネルギーとか、食糧、水資源の争奪戦が生じる懸念があります。

それから右側です。地域社会の活力という面でいきますと、高齢化、人口減少、過疎地域の増加などによりまして、地域の活力の維持向上が課題になっている可能性があるということをございます。

左下の温暖化につきましては、着実に地球温暖化が進行しているという、この影響によりまして、異常気象の増加、豪雨や熱帯夜が増加し、洪水や熱中症のリスクが高まる懸念があります。

それから生態系につきましては、世界で種の絶滅が急速に進行しておりまして、博多湾を中心とした沿岸生態系への影響なども懸念をされておるということをございます。右側に第2章といたしまして、社会的要請として、福岡市に2050年に何が求められているだろうかということ整理いたしております。生態系の分野、これはエネルギーも含めてですが、2050年、温室効果ガス80%というのを、これは日本が打ち出しておりますので、先進国、この80%削減のために、福岡市も徹底した削減を求められている。生物多様性につきましては、2010年に出しました、愛知目標というのが、11年からの短期・中期・長期の目標があるのですが、この愛知目標の達成に向けて、福岡市も多様な主体との連携した取組みが必要となってまいります。

資源循環につきましては、福岡市で完結するのではなくて、それぞれの個別の循環資源の性質ですとか、地域の特性を踏まえて、それらを活かして、周辺都市も含めて、広域での地域循環圏の構築が、ますます求められているということをございます。

気候変動につきましては、今後、数十年にわたって気候変動のさらなる影響を回避できないという前提のもとに、これは政府間パネルという、気候変動のIPCCというところが出している予測でございますが、回避できない温暖化の影響に対して、自治体レベルでも緩和策のみならず、適応策の実施が必要になってくるというふうに考えております。右側、人づくりでございますが、アジアとの近接性も活かして、国際化に対応できる人材の育成が求められております。

それから、災害に強いまちづくりでは、東日本大震災以降、災害に強い地域づくりが求められています。

経済という点では、成長著しいアジア経済と関係を強化し、日本の成長エンジンとなることが期待されておるところでございます。

次に第3章で、福岡市の強み・弱みというところで、現在の現時点での強み、弱みを把

握して書いたところでございます。

低炭素の分野、これは赤字が強み、青字が弱みで整理をして、主に代表的なものだけを整理させていただいております。

強みといたしましては、アイランドシティなどの先進的な低炭素のモデル都市がある。建替え時期を迎えた建物が多いため、これは弱みでもあるのですが、裏を返せばCO₂削減には絶好の機会である。一方では自動車の依存率が非常に高いということで、運輸部門のCO₂排出量が多いというのが低炭素の弱みであろうかと考えております。

生物多様性の分野でいきますと、博多湾や背振山など、近郊や市内に豊かで多様な自然があるという強みがある一方、食糧、水など、資源の多くを外部、市外に依存している。都心を中心に緑が少なく、身近な緑への満足度が低いという市民のアンケート調査も出ております。こういった弱みがあります。

資源循環の分野でいきますと、節水型都市づくりによりまして、1人当たりの水使用量が大変、大都市の中でも非常に少ないという特徴があります。

それから、ごみの埋め立て方式、いわゆる福岡方式の海外への技術移転が進むといった強みを有しております。

それから、環境保全、気候変動への適応といったところで行きますと、黄砂やヒートアイランド現象などが顕在化している。あるいは都市型水害のリスクが高まってきているというような弱みを抱えております。

人づくりの分野でいきますと、若者、大学、学生が多く、人的資源が豊富である。アジアと福岡をつなげる環境ビジネスの目となる技術を保有しているという強みを有する一方、理系学生の地元九州への就職が少なく、受け皿不足の可能性があると弱みを有しております。

以上の外部環境、あるいは強み、弱みを踏まえまして、福岡市の2050年の将来像を整理をさせていただきました。ここにつきましては、素案で説明させていただきたいと思っておりますので、お手元の資料1の素案の32ページをお開きください。

4-2というところで、2050年の福岡市の将来像というところがございます。2段落目でございます。2050年に向けて、福岡市では地球温暖化対策、エネルギー対策による低炭素社会を実現するとともに、ごみ等の資源を地域で循環させる循環型社会を構築し、同時に生物多様性の保全と持続可能な利用を進める。また、生活環境を保全し、気候変動への適応も進めてまいります。

また、これらの取組みを支える環境を守り、社会・経済を発展させる人づくりを実施していきます。

そして市民や来訪者が快適な環境を体感でき、地域の自然や生物の営みが守られた都市を実現、こうした都市づくりを九州のみならず、アジア各都市のモデルとして情報発信することにより、快適環境都市としての福岡市の存在感を高めてまいります。

というふうに、将来像を打ち出しております。

この前提条件ということで、その下になお書きで記載させていただいております、福岡市の2050年の経済と社会の姿がどんなふうになっているかというところでございますが、それぞれの姿につきましては、九州経済の中心都市であり続け、アジア経済圏で主要国際都市の一つとなり、存在感を示しているというふうに前提させていただいております。

また、社会の姿としましては、超高齢社会に対応した、子どもから高齢者まで、すべての人がいきいきと暮らす、住みやすいまちになっているという前提で、今回、環境都市づくりを描かせていただいております。

そして次の33ページでございますが、大きな2050年の将来像、コンセプトを、一番上でございます。輝く快適環境都市、人と自然とアジアによかまち・ふくおかというふうにしたしております。都市のゆとり・便利さ・自然の豊かさが維持され、誰もが住みやすい・住み続けたいと思う快適環境のまちを目指します。さらに快適環境を国内外に発信できる、いわばショーケースとなることにより、九州地域のみならず、アジアの各都市の快適環境の実現に貢献することを目指します。

ということで、先ほど申し上げました5つの分野で、そこに整理いたしております。5本の柱で構成いたしております。

低炭素分野、エネルギー分野につきましては、創エネ・省エネ・蓄エネによるエネルギー地産地消のまち・ふくおか。

生物多様性分野では、豊かな自然と共生し、その恵みに支えられ、命をつなぐ未来都市・ふくおか。

資源循環分野では、資源を大事に繰り返し使う循環のまち・ふくおか。

環境保全・気候変動の適応分野では、健康で快適なまち・ふくおか。

人づくりの分野では、環境を守り、社会・経済を発展させるアジアの人材を育てるまち・ふくおか。というふうな、5本柱でございます。

それぞれの内容、方向性につきましては、34ページから記載をさせていただいております。

す。ここが一番このビジョンのポイントとなるところでございますけど、主だったところだけ、少し紹介をさせていただきます。

34ページで、まず低炭素分野の内容でございます。

まず1点目は、「再生可能エネルギーが大量に導入されたまち」というのが、中ほどにあるかと思えます。多くの建物で太陽光発電が設置、風レンズ風車などの風力発電も、陸上、洋上に導入が進む。電気自動車を含む蓄電池も大量に導入されているというイメージ。

その次の「省エネルギー型のまち」にいきますと、街区単位でのエネルギーの効率的な利用などによる低炭素化が進んでいる。2つ目に、市内のほとんどの住宅やオフィス・商業施設で、正味の温室効果ガス排出がゼロになる。いわゆるゼロエミッションの住宅・ビルとなっているというものを掲げています。

3点目の「低炭素型交通網が構築されたまち」というところでいきますと、現在でもそうですが、都心部、副都心、地域拠点、新たな拠点による多核型の都市構造を骨格としまして、多核連携型都市が維持されており、日常生活に必要な機能が徒歩や自転車の移動圏内で形成されているということ。それから、地下鉄七隈線の延伸などによりまして、公共交通機関の利用促進が図られるとともに、天神や博多駅周辺につきましては、都心部は歩行者や自転車優先の町並みが形成されているというふうに描いております。

めくっていただきまして35ページでございます。冒頭でございます。公共交通機関を補完するものとしたしまして超小型モビリティですとか、あるいは集合住宅単位では次世代自動車によるカーシェアリングが普及しているというイメージを掲げております。それから次の柱、「自律分散型のエネルギーシステムが整備されたまち」というところでいきますと、都心部ですとか、地域拠点では、こういった自律分散型のエネルギーシステムが構築されている。それからエネルギーをエリア内で効率的に利用するスマートコミュニティーが形成されているといった将来像を描いております。

次に36ページでございます。生物多様性の分野でございます。

1点目が、「多様な生き物や自然・文化が守られた海辺環境」というところでは、住民の保全活動や環境教育活動が定着しているとか、能古島等々、島々では文化の多様性が守られるエコツアーが盛んになっているとか、多くの観光客が博多湾や海岸線を目的に訪れられているというような将来像を描いております。

それから、「生き物とみどりがあふれるまちなかの実現」という部分では、1点目の中

で低未利用地や空き地にはみどりの拠点が創出、それからビオトープがつくられまして、生物多様性の大切さ、自然とのつきあい方などを学んでいるというふうに書いております。

3点目、「豊かで多様な里地里山や森林、河川のあるまち」ということでいいますと、里地里山では、市民、事業者、NPOなど、多様な主体の協力によって新しい里山文化が形成されている。それから背振などの森林では過剰利用とならないような適正な利用ルールがつけられている。それから多自然川づくりが進みまして、多くの生き物が住む河川となっている。

次の37ページでございます。

「陸・海からの恵みを持続的に利用し、食文化が継承されたまち」というところでは、福岡市内産の農水産物がアジア等に出荷され、九州圏域の農林水産物、それから自然環境に配慮した商品などを優先的に購入するライフスタイルが定着している。それから持続可能な漁業が営まれまして、新鮮な海の幸を使った食が福岡のブランドを創造しているというような目標を掲げております。

次に38ページ、資源循環分野、あるいは2つの柱でございます。「“ものを大切にす”精神・文化が次世代に受け継がれたまち」というところでは、ものを大切にす精神が根づいているということですか、2つ目では、ポイ捨てなどもなくなり、ごみの見えないまちを実現している。それから3つ目ですが、再生水利用や雨水利用も拡大しまして、1人当たりの水使用量が非常に少ない。世界的にも高水準の節水都市として、節水型・水循環型の都市づくりが発展しているという将来像を描いております。

2つ目の柱、「ごみの再資源化・エネルギー利用で繰り返し使うまち」というところでは、ごみを少ない分別で収集し、その後、施設で選別・再資源化を行うなど、分別の煩雑さを伴わない資源循環システムとして定評がある都市となっている。バイオマス、レアメタルなど、都市内に散在する有用資源を回収しまして、リサイクルする循環システムが整備されている。ごみ焼却施設では災害時に防災拠点として直接エネルギーを供給するなど、自律分散型エネルギーシステムの構築に貢献している。ごみの焼却灰は資源化されまして、埋立処分量はほとんどゼロに近づいているというような目標を掲げております。

めくっていただきまして、40ページでございます。環境保全・気候変動適応分野です。

「気候変動への適応に先行的に取り組む地域社会」というところでは、1つ目に例えば熱中症を挙げ、熱波に対する警報システムなどが整備されまして、熱中症患者が減少している。2つ目では渇水リスクへの適応策。3つ目では大雨・洪水リスクに対応して、洪水

対策が強化されているということ。1つ飛びまして、5つ目ですが、市の施策で気候変動に対する適応の考え方が浸透し、市の総合的な適応策が立案され、市民には広く適応の必要性、方法などが普及啓発されているという目標を掲げております。

2つ目の柱として、「暮らしの安全・安心に関わる課題はほぼ克服した快適なまち」というところでは、建築物に徹底した省エネが進みまして、排熱が大幅に削減され、まちに緑が溢れ、クールスポットがあちこちに創出され、ヒートアイランドが緩和しているという目標。それから発生源対策、あるいは発生予測・警報システムの整備によりまして、黄砂ですとか、大気汚染物質の影響が軽減されているという目標を掲げています。次に42ページで、最後でございます。5本目の柱、人づくり分野のところでございますが、ここでは3つの方向性を示しております。

1つ目が、「環境を守る人づくりで、社会・経済の発展するまち」ということで、スマートコミュニティ、あるいは水素エネルギー供給拠点など、環境都市づくりの最先端の技術が都市づくりに反映されまして、これを学んだ人材が市内に集まってきている。それからエコツーリズムの展開ですとか、持続可能な漁業の進展など、自然の恵みを活用しました六次産業化。一次産業と二次産業と三次産業が融合しているようなイメージを六次産業化というふうに言われるようでございますが、この六次産業化が進展しているというようなイメージを、ここに掲げてございます。

それから、2つ目の方向性、「環境都市づくりを学べるまち」というところでは、福岡市の自然環境・エネルギー・資源・水などに加えまして、ごみ処理ですとか、資源化、これは紙おむつ等の資源化、あるいは水資源の利用、こういった分野で、知り・学び・体験することができる拠点が市内に整備され、環境都市づくりと関連した観光資源となっています。また、大学は環境・エネルギー分野の研究拠点となりまして、最先端の環境技術を担う人材が、そこで育成されているという目標を掲げております。

3つ目の方向性でございます。「環境都市づくりの人材が国内外に貢献するまち」というところでは、水素エネルギーですとか、黄砂影響対策、節水型都市づくりなど、環境都市づくりを学んだ人材が、国内外で活躍している。あるいは、2つ目ですが、環境都市づくりに関するビジネスの情報が集約された拠点が整備されているというような方向性を掲げさせていただきました。

それから、本編のほうで説明をさせていただきます。表紙をめくっていただきまして、44ページ、第5章でございます。

ここでは将来像実現に向けて、どのような方向性で具体的に進めていくかということと、その中でも特に5年ないし10年の中で重点的に取り組むものをお示したところが第5章でございます。本日は重点分野のところだけ、ご説明をさせていただきます。

低炭素の分野につきましては、5つの重点分野を掲げさせていただきます。1点目が都心部の再開発地が、今後も出てまいりますので、そこにつきましては、省エネビル、あるいはエネルギーの共同の面的利用、こういったものを促進し、エリアエネルギーマネジメントシステムの導入などを誘導していこうというふうに掲げさせていただいております。

2点目がCO₂排出量ですとか、削減目標などの提出を一定の事業所から義務づけた「温暖化対策計画書制度」というのがございまして、これにつきましても、福岡市ではぜひ導入を進めてまいりたいということで、重点事業に位置づけさせていただいております。

3点目に、トップランナー機器ということで、これは省エネ法で施行されているのですが、特定機器の省エネ基準を、それぞれの機器ごとに、レベル設定がなされている制度でございまして、トップランナー機器を積極的に導入していただくために、補助制度とか、リース制度とか、こういったものを入れていくということを重点分野として掲げております。

4点目としましては、次世代自動車によるカーシェアリング、それから電気バス等、カーボンゼロ交通のモデル的实施ということで、これは、現時点でも進めている地域が一部ございますけれども、低炭素型交通手段への転換を、今後段階的に実施をしてまいりたいということで、重点分野に挙げております。

5点目、右側の46ページでございますが、各地域へのスマートコミュニティのモデル構築ということで、スマートコミュニティを街区程度の規模の単位ごとに、電力、水などの供給源と利用者をネットワークで結びまして、需給をそこで調整していくということで、福岡市では、まず、アイランドシティなど、幾つかの地区でモデルを構成しまして、その取組成果を全市に広げていきたいと考えてございます。

資料に戻っていただきまして、47ページ、48ページで、生物多様性分野の重点分野について、ご説明させていただきます。

まず、重点分野6といたしまして、「海辺の自然と人が共生するエコパークゾーンの実現」ということで、福岡市の豊かな自然のシンボルである博多湾におきまして、海辺の自然と人が共生するエコパークゾーン、これは和白干潟を中心とします、約550haのエリア

でございますが、このエコパークゾーンを実現してまいりたいと考えております。

それから次の重点分野7、多様な主体による里海保全再生モデルの拡大ということで、今津干潟で現在進めております、この里海保全再生モデル事業、環境管理保全手法を活用した取組みを今後広げていくという方向性でございます。

次の重点分野、野鳥公園の整備検討ということで、博多湾全体で広域的な視点で生物多様性の保全を図る重要な取組みの一つとしまして、アイランドシティに野鳥公園の整備を進めてまいりたいと考えてございます。

48ページ、重点分野の9ということで、緑化地域制度。緑化地域制度というのは注釈がないのですが、一定面積、敷地面積で一定規模以上の建物に対しましては、一定割合の緑化を義務化するという制度でございまして、他都市では幾つか制度が導入されているところがあるようでございますが、この緑化地域制度の導入について検討を進めてまいりたいと考えてございます。

次に49ページをお願いいたします。資源循環分野につきましては、2つ重点分野を掲げております。

1点目が事業系ごみ資源化推進ファンドの活用ということで、事業系のごみの削減、資源化を促進するために、昨年度、事業系ごみ資源化推進ファンドを設置させていただきまして、これを積極的に活用いたしまして、ごみの減量、リサイクルを推進してまいります。それから重点分野の11としましては、食品残渣、これは事業系の、事業所から出る食品残渣でございますが、この食品残渣ですとか、使用済みの紙おむつ、この資源化に向けた支援を行ってまいりたいということで、重点分野に掲げさせていただいております。

次に50ページでございます。環境保全・気候変動適応分野での重点分野ということでは、黄砂の影響対策の推進ということで、黄砂飛来時の被害を未然に防止するため、福岡市独自の黄砂情報提供システムを構築するなどの対策を推進するということを12番目に位置づけております。

次に、51ページでございます。人づくりの分野では2つ重点分野を、今回、掲げております。1点目が環境に係る都市経営ノウハウのパッケージ化と、アジア各都市での普及促進ということで、それぞれ、個々に、ごみ、水というふうに個別にやってきたわけですが、福岡市に蓄積されています都市経営ノウハウをある程度パッケージ化いたしまして、アジアの各都市に積極的にこれを発信し、環境ビジネスの観点も含めた技術移転を行ってまいりたいというのが、重点分野の1つ目でございます。

2つ目は、逆に受け入れのほうでございまして、ごみとか、水循環に関わる都市系ノウハウを中心に、環境都市づくりに関する研修受け入れ機能、これは今でも単独で受け入れなどやっているわけですが、この機能について強化をしてまいりたいと考えてございます。

それから次の52ページ以降、2050年までのロードマップを、それぞれの分野、方向性ごとに整理をさせていただいておりますが、詳細は割愛させていただきます。

58ページ、59ページ、今後の進め方というところ、第7章でございまして。7-2で、市民、企業、大学等、行政、こういったところの役割分担を整理するとともに、59ページ、最後のページでございまして、ビジョンはつくったら終わりではなくて、もちろん今後、関連計画に反映させていくとともに、こういった将来像について、しっかり情報発信をし、浸透させていく。あるいは福岡市が環境都市にふさわしい都市だという、このブランドを構築するためのいろんな取組みを進めてまいりたいということで、結ばせていただいております。

かけ足になりましたが、以上で「新世代環境都市ビジョン」の素案の説明を終わらせていただきます。

○会長

それでは、ただいま「新世代環境都市ビジョン」についてw、ご説明いただいたわけです。これが最終素案ということですので、これに基づいて、さらにもう少しブラッシュアップをして、パブコメにかけると、こういうことですが、最初に説明がありましたように、この「新世代環境都市ビジョン」は、その位置づけが少しわかりにくいと思われるかもしれません。つまり、2050年までを考えましょうということですから、その意味ではマスタープランよりもっと息が長い話ということになりますが、しかし、環境面からこのまちのビジョンというものをしっかり示しておいて、その意味では上位計画とかといった意味よりも、こういうビジョンでいきましょうということをはっきり打ち出して、それに基づいて総合計画も、これに沿ったものと考えていただきたい、あるいは今後は福岡市の環境基本計画も、これに沿ったものとして修正を加えていくといったようなことを考えておられるということですので、直接、何をやるということがあるとか、これがある種の拘束力をもって、どういうふうなことが、こうなるということではないのですけれども、方向性としては、こんな方向性を考えていく、こういうものだとして理解をすれば

よろしいかと思えます。

それでは、この出されたものについて、これまでご意見をいただきながら、まとめられてきたという面がありますが、ある程度、整理ができてきたと思えますので、とりわけ将来の方向性、重点分野と書かれているものについて、若干、あと40年先を考えるとというわりには、近未来の意識しかないという気がないわけでもないのですけれども、そこはしょうがありません。人間が考えることですから、自分が生きてない先のことまで責任持って考えるということは、とてもできないので、今のところ、やっていることを伸ばしていくと、こんなになるということかもわかりません。そういう意味では「そもそも」というご意見があれば、それも伺いますし、あるいはこれについて、こういう点を加えたらいいのではないかとか、これは一体何だとか、いろいろご意見がおありだと思います。とりわけ当面10年、20年ぐらいの間に考えられることについても書かれていますから、それについてはどうだろうというようなことでも構いません。どこからでも構いませんし、恐らく全員がご発言をいただくというのは、なかなか時間的に難しいかと思えますが、できるだけ多くの方にご発言いただきたいと思えますので、ご意見でも、ご注文でも、ご質問でも、何でも結構でございます。ご発言ご希望の方は、これは中央環境審議会方式ですけれども席札を立てていただきます。これをお立ていただきますと、何人ぐらいが発言希望かわかります。私は後出しジャンケンは認めませんので、先にちゃんと立てていただいて、登録をしていただきたい。よろしいでしょうか。

それでは、今、6人。比較的少ないですね。ではお一人5分ぐらいご意見をお述べただいて結構でございます。

レディファーストでいきましょう。それでは、どうぞ。

○委員

将来像のところ、最終素案の44ページに、低炭素分野で方向性が4つ上げられているのですけれども、これ、エネルギーをどうしていくかという、国の大きな方針と関わるので、難しいことだと思うのですけれども、印象として自律分散型のエネルギーシステムが整備されているという、それが目標みたいになっているのですが、多分、本来、エネルギーのシステムというのは、長期的な国とか、自治体とか、社会の安全保障、長期的な安全保障と、あとはまあ低炭素、そうしたものが最大利益になるようなシステムを選んでいくということだと思うのですね。

今後の技術革新で、どういったものが全体効率が本当に高いのかとか、いろいろある中で、自律分散型が目標みたいに書かれているのが、ちょっと違和感がある。19ページかどこかで系統電力を使うことを否定するものではないというふうに、一応書かれてはいるのですけれども、もう一つ、方向性1の再生可能のエネルギーが大量に導入されているというのも、大量に導入することそのものが目標みたいに書かれているのはいいのだろうか。それが低炭素につながるのであれば、ということだと思えるのですけれども。それがちょっと、お考えがあれば、お聞きしたいと思います。

○会長

はい。回答は後でまとめていただきます。では、どうぞ。

○委員

私は40ページの「環境保全と気候変動適応分野」のところですがけれども、これも確かに温暖化、気候変動のことが今後どんなふうになっていくのか。停滞していくのか。それから、国としてはどういうふうな方針をとっていくのかというところに絡んでくるので、とても難しいところだと思いますけれども、でもやはりもう少し福岡市としては、例えば、先ほど局長のご挨拶の中にもありましたし、50ページにもあります。例えば黄砂影響対策の推進ですとか、具体的にはあるのですけれども、もう少し福岡市として、気候変動とか、それから温暖化に対して打って出るというか、もちろん福岡市だけで防止できるものではないのですけれども、もうちょっと積極的な記述があってもいいかなと思います、50年ということを考えれば。

それで多分、一部、人材育成のところか、人づくりの分野のところ「環境都市づくりを学べるまちとなっているとか、環境都市づくりの人材を国内外に貢献するまち」と書いてありますけれども、もうちょっと積極的に福岡市からそういう気候変動なり、温暖化を防止するような人材を育成していくというか、そういう打ち出しをしていく。そして、わが福岡市だけでないですけれども、やはり福岡市の環境をよくしていくためには、そういうことにも積極的に率先して取り入れていくというような、そういう打ち出しがもう少しあってもいいのではないかと思います。ちょっと何かきれいに書き過ぎているという感じがいたします。

○会長

はい、わかりました。どうぞ。

○委員

小さい話かもしれないですけど、資料の1-2の社会的要請、ふくおかに求められること言葉なんですけれども、たしか私の記憶では以前のマスタープランなどでは「災害に強いまちづくり」というのを、「災害に対応できるまちづくり」という言葉をよく使っていたのではないかと思います。

ちょうど神戸の震災のときに、それ以前は「強い」という言葉がよく書いてあったのですけれども、それよりも、これから災害に「対応できる」まちづくりのほうがいいのではないか、ソフトも考えると、という考えに基づく表現があったと思うのですけれども、僕自身も、やはり「強い」よりも「対応できる」と言ったほうがいいのではないかと思います。

それはどうしてかという、その前の外的要因の中に、やはり、若い元気のいいまちと言いながら、高齢化が着実に進んでいますということになると、やはり強いだけでは何か施策として、福岡市の特徴が活かされないんじゃないかという気がしたものですから、災害に対応できるまちづくりのほうがいいのではないかという感じですけども、もし意見があったら教えてください。

○会長

はい、ありがとうございます。それでは、どうぞ。

○委員

二、三あるのですが、一つはこの方向性は40年後ですから、2050年ですからどうしても具体性に欠ける、バラ色的な方向性というか、表現的になる部分は避けられないのかなという気がするんですが、この計画について年次的に、2050年までに内容を改定とか、まあ充実していったり、修正していったりする。そういう位置づけについてどういうことになるのかというのを、入り口の問題としてお尋ねしておきたいと思います。

2点目に、例えば資料1-2の4ページの「輝く快適環境都市、人と自然とアジアによかまち ふくおか」というところで、低炭素分野での方向づけが4点にわたって指摘され

ているのですね。そして、資料1-3、先ほど議論されましたけど、意見も出ていました44ページ、この第5章の「将来像の実現のための福岡市の取組みの方向性のもとでの低炭素分野での方向づけがされているのだけれども、いわゆる地球温暖化対策の出発点という状況のもとで、そのエネルギー政策について、いろいろ投げかけられて、再生可能エネルギーへの転換の位置づけが、ここで議論され、そしてそれが地球的、世界的な規模で方向性が議論されてきたのだと思うのです。こういう中で、昨年3月11日の福島原発事故によって、そのエネルギーのあり方が、改めてまた議論が深められているのではないかと思います。この素案ができる、議論される過程の中で、その原発について、私は2012年、そして2050年というこのスタンスでいったときに、1年前に原発事故が起こって、そのエネルギーのあり方、それから自然再生可能エネルギーの位置づけの重要性のあり方、こういう問題からいくと、その入り口の段階で、総論の段階で原発の問題について、この議論がどういうふうにされたのか。

私は議論の評価では争いがあると思いますが、総論的に一致できる表現では、これは2050年を想定したときに入れておくべきではないかという気がするんですね。最初、会長挨拶で、中央が今、議論されているということですが、そのへんの矛盾があってはいかんとは思いますが、2050年を想定したときに、これは避けて通れないのじゃないかという気がしますので、もちろん、具体的にどういう記述にしたらいいかと。今日はありませんけれども、出せと言われれば検討しますけれども、そのところがひとつ大切なのかなというのがあります。

それから、再生可能エネルギーについては、ここに表現されていることだけでなく、もう少し詳細に小水力の問題とか、市民の感覚で、その地域で市民が様々な形で今後取組んでいくことができる問題があると思います。

それを、この50年を想定したときに、やはり提起すべきではないかなという気がひとつします。それで例えば都心の再開発のときに、先ほど説明された再開発に伴う新しい建築物に、どういう自然エネルギーを導入するのかというのは、もう少しイメージが、このプランの中でイメージが描けるようなことの記載も大切なのかなという気はします。検討していただきたいと思います。

○会長

はい、ありがとうございました。

○委員

住宅について、あちこちの分野で書かれているので、大変興味深く読ませていただきました。それで幾つかお尋ねしたいのは、生物多様性では食文化ということを書かれていますけれども、住文化ということについて、市の方ではどういうふうなお考えかということなんですね。

あと、地域循環圏ということで考えますと、県の住生活基本計画の方でも、地域居住ということこれから考えようとしているんです。だから、福岡市内、都市圏の中に空き家とか、マンションの空室も増えていくと思うのですが、都市圏外に住んでいる人でも、いろんな意味で福岡都市圏に来たいと。都市圏内の人も自然豊かなところに住みたいという、そういう交流の場がお互いの空き家を利用してできたらいいというふうな、そういう考え方をちょっと聞いていますので、そういった方向性はいかなものかということをお尋ねしたいと思います。

○会長

はい。いかがですか。

○委員

先ほども出ましたけれども、気候変動、環境保全、いわゆる黄砂ですが、環境局長も黄砂情報を出すということで、何か3日前ぐらいから出せるようなことを言っていました。いわゆる環境まちづくりの中で、最近、視界が非常に悪くて白く見えるということが、昨日だったか、二、三日前だったか、忘れちゃったけれども、大気中の汚染物質粒子が非常に細かくなって、体に悪いようなことを、ちょっと新聞で読みました。

マスクも1枚じゃなくて、3枚ぐらいにしないと体内に入っていくというようなことが新聞に出されておりましたので、黄砂だけではなくて、この大気中、汚染の情報もひとつ入れられるように、環境都市づくりに入っていくと思いますので、この点もひとつ検討してください。

○会長

どうぞ。

○小野

はい。このビジョンを考えるときに、いわゆる地域だとか、エリアだとかいう概念がいろんなところにいっぱい出てくるのだと思うのですが、それが内容によって、随分とエリアの考え方が違ってくるだろうという気がしまして、福岡都市圏を含んだ大きいエリアで考えるのか。校区で考えるのかとか、ものによって、もう少しいろいろ出てくると思っていますので、そこらへんがもう少しわかりやすく記載できればいいのかなと思っています。

○会長

はい、ありがとうございます。いろいろご意見をいただき、またご質問もいただいたわけですが、事務局から答えていただく前に、黄砂の問題というよりも、酸性降下物の問題ですね。健康影響の点から清原先生の観点で、何か少し議論がありますか。大分心配しております。私は専門外で、そのご質問にはお答えできないのですが、ただ、そういう医学の分野では、そういういろんなものが当然、呼吸器疾患などに影響を与えるということもあるのですが、そういう大気中の微量な物質が循環器疾患、例えば脳卒中とか虚血性疾患のような、そういうものの発生を増加させる。空気中にそういうものが増えたときに、そういう病気が起こりやすいというデータが最近出てまいりました。

死亡率が上がる可能性がないとは言えませんね。

それでは事務局の方で出されたご質問に対して、答えられるものがあれば教えてください。どうぞ。

●事務局(環境政策課長)

環境政策課長でございます。私の方で答えられる範囲で、まず答えます。

まず、萩島委員の自律分散型エネルギーのシステムの構築だとか整備というところそのものが、目的、目標になってはしないか。それはどうかというお尋ねだったと思いますが、自律分散型のリツというのが、これは立つほうの立ではなくて、律する方の律というふうには、あえて書かせていただいているのは、実は今、エネルギーの方の有識者会議も別途平行して進めさせていただいているところですが、3・11を受けまして、系統とはしっかり連携しながらも、ある程度地域で総エネ、いわゆるエネルギーをつくり、それを地域で

貯め、そして必要な時に必要なところへマネジメントしていくという、そういう地域でのマネジメントシステムがしっかり構築されているというのが、系統に負荷をかけず、ピークカットにもつながっていく。いわゆる火力発電、原子力発電などの初期投資も抑えられていくというようなことで、こういった律する方の自律分散型システムというのは、我々としてはぜひ構築を目指していくべきではなからうかというふうに考えてございまして、そういった意味での目標でございます。

もちろん安全保障を、全体効率をどういうふうにしていくのかとか、エネルギーのベストミックスはどうあるべきかというような観点は、別途、別の考え方としてはあろうかと思いますが、ここでは、そういった自律分散型エネルギー社会システムをつくっていく上で、再生可能エネルギーは今以上に、やはり導入をしていく必要があるし、そういったマネジメントシステムみたいなものを構築していく必要があるということ、一応目標として掲げさせていただいているところでございます。

それから久留委員からご指摘がありました気候変動・温暖化対策、おっしゃるとおり、温暖化対策という意味での省エネ対策みたいな部分が、余り打ち出されてない。もっと積極的に打ち出すべきではないかというところは、ご指摘のとおりだと思いますが、実は気候変動の、いわゆる温暖化していくことは、もう一定程度避けられないと。暑くなっていく社会にどう適応していくかという部分の適応策については、実はまだオール福岡市として取り組めてはおりません。それぞれ個別にやっている部分も部局によってはあるのですが、こういう暑くなることを前提とした適応策というものを方針として打ち出していくというのは、国の方で今、その方向性がようやく打ち出されたところでございまして、そういったものを踏まえて、今後、適応策を、福岡市としても考えていこうということは、今、このビジョンの中で重点分野に掲げて、今から取り組んでいこうということでございます。なかなか積極的に書き出すまで、打って出るところまで書けてないというのが、この変動適応策というのが、そういう状況でございます。

それから松藤委員がおっしゃいました災害に強いではなくて「災害に対応できる」じゃないかという、ご指摘のとおりのような気もします。これは実はマスタープランの方の文言とも調整を図るところがございまして、総務企画局と協議をして、文言については協議をさせていただきます。

それから、宮本委員からご質問がありました3点でございます。まず2050年までにこれを修正していくのか。ローリングしていくのかというご質問でございます。まずは私ども、

これを制定したのち、環境基本計画、今福岡市は第2次の27年度までの計画を持っておりますが、これを前倒しで改定したいと考えております。実は国の方で、先ほど会長がおっしゃいました国の「環境基本計画」の閣議決定が4月末にされました。こういったものを踏まえ、福岡市のマスタープランも踏まえて、このビジョンを踏まえて環境基本計画の策定に早急に入りたいという考えでございまして、こういった関連計画にまず反映をさせていくということを重点的にやってまいりたいと思います。ただ、50年間、ずっとこのままで置いておくということでは決してございませんので、必要な時期に修正があれば、ローリングをしてまいりたいと考えております。

2つ目のご質問で、原発について、2050年というのはどうあるべきかというのを、考え方を示すべきではないかということでございます。原子力発電はどうすべきかというのは、ちょっと福岡市として原子力発電をどうするかという考え方をお示しするというのは、なかなか難しいところございまして〔発言する者あり〕。はい。ということで、原子力発電をどうのこうのするというよりも我々としては、できる限り、再生可能エネルギーを導入して、自律分散型エネルギー社会をつくっていくということで、最終的に国の施策で原子力発電が残るのか、ゼロになるのかというのは、我々の中ではなかなか言いにくいと、考えにくいということでございます。

3点目の再生可能エネルギーについては、もう少し太陽光だとか、小水力だとか、市民が取り組めるようなもの、あるいは都心部の再エネの入れ方だとか、具体的な記述のところでございます。全体的に網羅的にといいましょうか、環境の都市づくり全般で記載をさせていただいております関係上、余り細かいところまで記載が及んでないというのは、おっしゃるとおりでございます。一方で今、エネルギー関係の戦略づくりに向けた準備を進めていますので、そういった中では市民の方々に、自ら太陽光発電を設置できない方々がどういった形で参画できるのかというような仕組みづくりを考えると、そういったことについても、今、平行して検討させていただいておりますので、エネルギー分野の戦略計画の中で、そういったものについては、できるだけ詳しく反映させていきたいと考えております。

それから、柳委員がおっしゃいました、住文化をどう考えるかということですか、都市圏との空き家をうまく使って交流すべきではないかというようなところは、ちょっとここは残念ながら、私ども環境局がつくっておりますビジョンの中では整理ができておりません。どちらかというと、ハコモノとしての住宅のエネルギー効率をどう高めるかとか、

そういった観点での整理しかできておりません。ただ、今後人口が減少していく中で、人々あるいは高齢化が進んでいく中で、人々の住まい方をどういうふうにしていくのかという部分については、住宅都市局であったり、総務企画局と、今、随分議論を進めているところでございまして、その都心部に回帰誘導、集まってきていただいて、誘導していくのがいいのか。ある程度地域の拠点、拠点に集まっていただいて、そこで歩ける範囲で生活に不自由のない暮らし方をさせていただくのがいいのか、そういった部分についても、現在、協議をさせていただいているところでございます。残念ながら、そのビジョンの中で記載ができてございません。

それから、小野委員がおっしゃいました、地域やエリアという言葉、概念の使い方がばらばらなので、少しきっちり整理をしてというのは、今後その中で少し検討させていただきたいと思います。

それから、黄砂以外の情報提携につきましては、久保のほうからご説明させていただきます。

●事務局（環境保全課長）

黄砂以外の大気汚染物質に関する情報提供をすべきではないかということでございます。今年から黄砂の情報を発信するようにならして、状況といたしましては、実際、3回、黄砂が飛来しております。市民の方、非常に関心が高く、市のホームページで7万件近くアクセスがあるというような状況でございます。

委員がおっしゃるように、最近、空が白くもやる状態が多くなっております。これにつきまして、私どもも气象台のデータ等、見せていただいて、今、検討しているところがございますけれども、6月が一番やはりそういう状態が多いというような状況であることがわかっております。

昨年、黄砂を検討するにあたりまして、やはり黄砂だけではなく、大気汚染物質に関する情報についても、今後検討する必要があるという宿題をいただいておりますので、今年度引き続き委員会を開きまして、検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○会長

どうもありがとうございました。さっきの久留委員の言われたのは、ちょっと答えが質

問には合ってなくて全然違うようですが。

○委員

問題を対処していくとか、それから市民に情報提供していくという、あれに消極的なとか、そういうことではなくて、アジアの国々に、例えばこれから発展していくであろう国々が、まあ大体、黄砂は中国なんでしょうけれど、例えば気候変動、温暖化のエコに影響していくような、そういうアジアの国々に向かって、福岡市の人材なりが、もっと積極的に出かけていくことで、防止をすることができないかとか、少しでもとめることができないかと。そういうふうな、もうちょっと戦略的なとか、積極的な福岡市としての動きを50年という長いスパンで考えると、何か書いていただきたいな、持ち出していきたいなという意味です。

○会長

趣旨はそういうことですから、さっきのは全然答えになってない、不合格、こういうことですね。もう一遍そこは中に書き込む、そういう発想を入れていくというのは大事だと思うし、私は酸性降下物についても、この間、（中央環境審議会）大気環境部会で大分申し上げたのですが、黄砂という認識しかないけれども、完全に酸性降下物の時代になっているのだ。今までのように調査をするなんてことはダメだ。中国に対してしっかり注文をつけるべきだ。少なくとも黄砂については、緑化とか、いろんなことが必要になる。自然現象だと言われても文句言えない面があるけれども、せめて大気汚染のコントロールぐらいはちゃんとやるべき。そうしないと日本での健康被害は防げないくらいのは言うべきだろう、と言っていますので、その辺も含めて、一番被害を受けているところからの情報発信は大事ですから、ただ単に対応するとか、情報を流すとかいう、そんなことではダメだというご意見には私も全く賛成で、鬼塚議員のおっしゃるとおり。その点をもっと積極的にやるということ、書き方の問題はありますけれども、言うべきでしょう。それから住文化の問題については、これは住宅都市局ではないから何とかかんとかというのは、これは全然ナンセンスな話で、もうちょっと勉強してください。環境省のホームページを見れば温暖化対策に関連してワーキンググループがものすごい時間とお金をかけて、大変な調査をやっている、報告も出ています。これから先の2050年をにらんだ住まい方をどうするのかということについても、いろんな提案を出しております。そのことは、ただ

単に温暖化対策だけでなく、本当に快適な生活を維持するというこのためにも、十分効果がある。これをやれば、ただ単に温暖化対策だけではありませんよということを行っているわけです。柳委員が言われているのは、そういうことを含めて、ちゃんと中に意識として入れるべきだということですから、それはそれとして素直に聞いて、わからなければホームページを見てください。いっぱい書いてありますから。見るのがいやになるぐらい資料があり、かなりのデータも出ています。どうすればいいかということもちゃんと検討されています。

ということですが、さらに宮本委員からのご発言の前半部分ですけれども、ロードマップをちゃんとつくっていくべきで、ただ、50年後はこうであると言って、フワッといてもだめだと。ただローリングをするというよりも、むしろロードマップをちゃんと示して、こういう手順で、こんなふうやっていくということが必要だというのがご指摘の内容です。今、ロードマップと書いてあるのは、実はロードマップになってなくて、この項目は40年やりますというのがロードマップですから、これでは本当のロードマップになってないのではないかという、そういうご指摘です。もうちょっとよく見直して、これはこの辺までに、これぐらいのことをやる。このぐらいまでに、これぐらいやるんだというロードマップらしいやり方にしていかないとダメだというご意見です。その上でなおかつ、それが10年後にどこまでいったかを見て、もう一遍見直しをするというのはあるのだけれども、これでは見直しのしようもないじゃありませんかという厳しいご指摘をいただいたわけですから、このご批判は謙虚に受け止めて、「考えます」と答えなければいけないのです。答え方が余り親切ではないと思いました。

エネルギー政策全般については、確かに福岡市がどうだこうだと言にくい面もあるわけですけれども、自律分散型というのは、もうあちこちで言われていて、もちろんそれが全体に系統の問題も含めてあるわけですけれども、やはり自律分散型ということが福岡でどこまでできるのか。どういうことを自律分散型と考えるのかということも含めて議論していかなければなりません。

では、本当に福岡市で徹底的にバッテリーをあちこちに置いて、福岡で電気をためるという目茶苦茶な投資をやる気があるのかというようなことも含めて、実は聞かれているのだと思うのです。だから、余り簡単に言ってもだめで、風力発電をいっぱいつけたら、それでうまくいくかと言ったら、やはり電力の系統がガタガタになってしまうおそれがありますから、その問題をどう考えるのだということを一方で考えなければいけないという

ことです。だけど、確かにどこかでどさっと大きなエネルギーをつくる場所があって、遠距離を運んでいって、それを大都市で消費するというパターンだけでやっていけるのかという問題意識は、正しい問題意識ですから、ではそこを今のような系統の問題や、では福岡で蓄えることができるのかという問題をどう解決するのかという問題でしょうし、それから、もっと手っとり早いのは、やはり、そのとき、そのときにうまくコントロールができるというシステムを全部つくれないかもしれないけれども、どこかに入れてみるということなんです。

北九州市はもう既にその取組みを始めているわけだけれども、福岡でもできるなら、どこかの場所でそういうことをやってみてはどうかとか、こういう話ではないか。いずれ、やはり2050年はそのような動きが全国的に広がっていくはずですから、もうちょっとこれも勉強しなければいけなくて、少しまだ勉強不足の面があるかなという感じです。また、あと一、二回はちょっと頑張って準備をするのであれば、今日出された貴重なご指摘を反映するように頑張っていたきたいと思います

○委員

意見として言っておきたいと思いますが、いわゆる自然エネルギー、再生可能エネルギーを促進していくその背景は、今まで言われていたのは、やはり地球温暖化対策として、このエネルギー政策のあり方を変えていくというのが、一つ大きな柱としてあったというふうに思うのですね。それが原発事故によって一層加速したのではないかとというのが、私の言いたいことです。

原子力発電所、原発行政をどうするかというのを福岡市に求めるというのは、この審議会のする仕事ではないし、そんなことを私は環境局に求めるというか、そんな問題認識は持っていませんので、問題はこういうプランをつくるときに、そういう背景が出てきたことについて言及すべきではないのかなというのが、私の意見です。

だから、争いのある表現はさておいて、一致できる意識と表現が可能であれば、再生可能エネルギー、自然エネルギーを促進していく背景がどうなのかという意味で、総論的なところに記載できるならば、この2050年を展望したとき、このプランを立案したのが2012年だと言った場合に、原発事故を踏まえて、1年間議論されてきた内容のもとで、その背景について言及する必要があるのかなという気がしますので、問題提起をしておきたいと思います。この辺は、先ほど会長が冒頭に言われた中央の考え方もあるかもしれませ

るので、少し微妙なところがあるかも知れませんが、そういう背景を指摘しておきたい
と思います。

○会長

はい、ありがとうございました。

それではこの議題については、以上で終わりたいと思います。大変貴重なご意見、あり
がとうございました。それでは委員が来られましたので、ちょうどタイミングがいいので
すが、次に生物多様性ふくおか戦略について、事務局からまず説明をいただきたいと思
います。

●事務局（環境調整課長）

それでは「生物多様性ふくおか戦略の策定」につきまして、資料 2-1、2-2 に基
き、ご報告させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

資料 2-1、2-2 以外に参考資料としまして、「生物多様性ふくおか戦略」の本編
のほうを添付させていただいております。非常に厚い資料がついていると思いますけれ
ども、今回はこれのいわゆる本編部分だけですけれども、今回はそれに「資料編」を加え
ております。

それでは資料 2-1 をお願いいたします。

前回は「ふくおか戦略」の概要につきましてはご説明させていただいておりましたけれ
ども、かなり時間もたっておりますので、もう一度概要をご説明させていただきます。

「生物多様性ふくおか戦略」につきましては、福岡市の将来の生物多様性のあり方を示し
て、保全と持続可能な利用ということを考え、各種の施策や取組みに反映するための道筋
をつけるものということで策定させていただいております。

恐れ入りますが、右側の枠に囲んでいます「世界や日本の危機・課題・動き」というと
ころをごらんください。これは背景としましては、地球規模の課題としまして、この数百
年で生物の絶滅の速度が非常に加速されているというところで、生物資源の消失等が起こ
っているという課題がございました。写真はトキでございますけれども、今いるのは中国
からの分ということです。あとカワウソの写真を入れております。この生物多様性の危機
に関しましては、地球温暖化対策による世界的な危機もあります。

あと、日本の規模の危機・課題といたしましては、開発による影響、それと人手が入ら

ないことによる管理の不行き届きによる生物多様性の減少。あとは外来種などの持ち込みによる生態系の攪乱など、こういう課題があります。

右の下のところ濃い二重線で囲んでおりますけれども、「生物多様性保全の動き」として、1992年の生物多様性条約の採択から、2008年には生物多様性基本法が制定されまして、これの中に、地方公共団体として、地域戦略策定の努力義務というのが書かれておまして、それに基づく計画ということになります。2010年には「生物多様性国家戦略」が策定されております。

左のほうにもう一度戻っていただきます。福岡市は、生物多様性によりもたらされる自然の恵みを背景に、今まで歴史風土、文化を育み、発展してきたところでございます。自然の恵みを今後も持続的に享受するため、全市的な取り組みが必要であるということです。福岡の住みやすさの要因としましては、おいしい食べ物とか、自然の豊かさというのが、市民からの調査でよく言われているのですけれども、こういうところが、おいしい食べ物については1位であるとか、自然の豊かさについては3位であると、そういうふうな生物多様性の恵みに関するところで、広く福岡の住みやすさというのが認められているところでございます。

続きまして、福岡市の現状と課題について、ご説明いたします。

生態系の健全性としまして、生態系の多様性、種の多様性、種の危うさ、これについて分析をしたところ、これは開発、また農林業など人の関わりの減少、国境を超えた環境汚染、外来種の進入などで低下している。

そういうのを背景に、生物多様性の恵み、これにつきましても基盤的なサービスでございます水の循環、豊かな土壌などの基盤、そこで育まれる農作物や水資源、漁業、木材など、そのような供給的なサービス、これの方も一緒に低下しておるところです。

文化的サービスにつきましては、これまで新鮮でおいしい食べ物が豊富であるとか、自然環境の豊かさであるとか、こういうところが評価されまして、いろいろな祭りなどもございまして横ばい。あと調整サービスとして、これは基盤サービスと連動するところがございましてけれども、大気の調整機能でありますとか、土壌による水の浄化機能が人工被覆面の増加により低下しているとか、気象の調整機能、これは緑地等によるヒートアイランド現象の緩和でございまして、そういうところは低下傾向にあるということでもあります。

こういう生物多様性の恵みによるところが、福岡市の魅力、個性というのもございます。

また、今後、外部からの生物多様性の恵みというのに、非常に恩恵を受けておりますので、

持続的に生物多様性の恵みを受けるよう、保全・利用することが必要でありまして、そういうことをこれからやっていかないと、経済の衰退、市民生活が成り立たなくなる危機的状況が予測されるということで、右の下の段にございますけれども、計画の中では、この5つの柱を考えて、今後10年間で重点的に取り組む基本的な方向として挙げています。

まず、これが一番大事なんですけれども、実は今、生物多様性という言葉が市民のほうにアンケートいたしましたら、4割弱くらいしか認知度がないという状況でございます。まずは生物多様性というと、その恵みに関する認識の社会への浸透ということを進めていきたい。

また、現在も行っております水質の保全でありますとか、開発時の配慮とか、緑を増やしていくことありますとか、生物多様性の保全についての取組みを進めていく。

また、空地などの緑地化でありますとか、負荷の少ないコンパクトシティを目指しますとか、エネルギーの効率的な利用による温暖化の防止などの取組みについても、生物多様性に配慮したまちづくりということで、その恵みの持続可能な利用を進めるまちづくりを推進していきたい。また、そういうところがバックグラウンドとなりまして、生物多様性に支えられる福岡固有の文化を継承していくこと、また、生物多様性を担う各主体との連携を重要な課題として挙げております。

そういう課題により、概ね100年後の目標像を示して、今後の10年程度の取組みの方向性というのを示しており、市民が多様な生き物と、その生息地である自然環境の保全・再生・育成に取組み、100年後も豊かな自然と共生し、その恵みに支えられ、命をつなぐ未来都市ふくおかというところを目標としております。

恐れ入りますが、裏面のほうをお願いいたします。こちらにつきまして、具体的にこの戦略の中で挙げております市の取組みで、環境局に関係のあるところを左側に挙げさせていただいております。

『社会への浸透』に関しますこと、『保全・利用』に関しますこと、『文化』に関しますこと、こういう各種の計画、もしくは取組みについて、生物多様性に関する取組みというのがございます。

今後の進行管理につきましては、何らかの評価指標が必要でございます。今回この計画を策定するにあたりまして、非常に密な詳しい分析というのを行ってございますけれども、これをずっと続けていくというのは、なかなか大変でございますし、一般の方にはわかりにくいというところもございます。

そのため、指標例として示しておりますような、各関連計画でございますとか、地域の取組みをしている方にわかりやすい指標というのをまずつくりまして、総合的にどういう状況にあるのか、福岡の生物多様性の状況がどうあるのかということを表していくような評価指標を今年度から作成したいというふうに考えております。

また、評価指標に関連します市の関連計画もリストアップもしております、その関係課とも今後いろいろ調整をしていきながら、生物多様性が各計画に反映されて、その考え方が盛り込まれるようにというところを調整をしていきたいと考えています。

「多様な主体との連携」につきましては、これは生物多様性の取組みをしていらっしゃる方々は、多様な場所で、多様な活動をなさっています。お互いに連携しながらとか、意見交換とか、協議情報を集約するような場は、これまでは設けておりませんでしたので、これは市が中心となりましてつくり、これに事業者、大学とか、NPO活動団体とか、市民とかに入ってくださいまして、お互いの連携とか協力とか、いろいろな手法などを共同してできるような、そういうふうなプラットフォームのほうをつくっていききたいと考えております。

それをもとにしまして、ここで活動される皆さんを中心として「生物多様性」ということを社会に浸透させていきたいというふうに考えております。

そういうことを行いまして、下の欄になりましたけれども、生物多様性の状態変化のイメージ、これは国の戦略と同じイメージでございます、国の施策も当然連携してやらないと、とても達成はできないのですけれども、まず、この10年の取組みで、生物多様性の悪化をとめまして、それを中期的目標、2050年までに現状程度まで回復、長期的には向上させていく。そういうふうな目標で頑張りたいと思っております。

これをなぜ今から始めて、また確立していくのかというと、生き物の生息の場でありますとか、生き物に関するものでございますので、今すぐ取組みを始めた、配慮をしはじめても、すぐには回復しないという状況を反映したものでございます。

最後になりますけれども、この欄の右側の下に四角に囲んだところに、環境局における今年度の主要な取組みを書いております。

まず、ふくおか戦略フォーラムの開催について検討しております。

下の「里海の保全再生事業」というのは、カブトガニの産卵地である今津干潟のほうで、地域の住民の方を中心として、今津干潟保全の取組みというのを行っておられまして、そこと共同して、いろいろな保全手法という取組みを実験的に行っております。

もう一つ、先ほども少しお話として出てきましたけれども、野鳥公園整備検討と言いまして、これは昨年度までは港湾局のほうを担当でやっておりましたけれども、この生物多様性戦略の策定によりまして、博多湾全体の生物多様性の状況とか、これからの社会への生物多様性の浸透、こういうふうなのを図るための施設として野鳥公園というのを検討するのが一番であろうということで、環境局のほうで担当させていただくことになりました。これにつきましても、現在、どういうふうな検討をするかというのを考えているところでございます。

恐れ入ります。資料の2-2のほうをお願いいたします。

○会長

2-2のほうは、簡潔に説明してください。

●事務局（環境調整課長）

済みません、急ぎます。資料2-2で最終の検討の前に、パブリックコメントを実施させていただいております。3月12日から4月11日まで実施させていただいております、ここの4番を見ていただきますと、提出数は15名、延べ意見69件いただいております。意見の概要、件数につきましては、これは1から7まで章ごとにまとめておりまして、満遍なく意見をいただいております、5の方に意見の対応について書かさせていただいております。具体的にその修正をいたしましたのは、①の3件でございますけれども、これについてはわかりやすく表記法を変えたというものでございます。

あと2番は、意見を踏まえて取組みというのは、これは賛同でありますとか、励ましてありますとかの意見がありまして、それについての内容です。

③は意見の参考に検討するというのは、これは実はなかなか生物多様性自体がわかりにくいので、何かわかりやすいものをほかに作ってくれないかとか、こういうふうにしたらいのじゃないかというアドバイスの意見をたくさんいただいております、これはもう今後検討する必要があるなという意見でございます。

あと、④でございますけれども、個別、具体のご提案をいただいているものがたくさんございまして、これは今後の取組みの際に参考にさせていただきたいなという点もたくさんありまして、フォーラムの中とかで検討する際に、この案というのも使わせていただきたいなという点でございます、この1から4番の35件というのは、今後何らかの参考に

させていただきたいと考えているものでございます。

あと、5番の意見をまとめているというのは、これはもう既にどこか違うところに、ご指摘はあったものの、記載があるもの。あと6番の原案どおりにつきましては、この考え方のお尋ねをされている分、あとは批判でございますとか、例えば個別事業の見直し、アイランドシティ事業とか、それらの見直しというのがこの中でされてないけど。それにつきましては個別事業の見直し等には、今回の戦略では行っておりませんので、その辺は原案どおりとさせていただきます。

次の資料からA3の裏表の資料がありますけれども、今お話ししました意見とその対応について、詳細に書かせていただいておりますけれども、これについてはちょっと時間の関係もありまして、割愛させていただきます。以上でございます。

○会長

この「生物多様性ふくおか戦略」は、既に市長の決裁を経て、5月に策定されたものでありまして、本日はご報告をいただいたということであります。

前回も中間的に報告をしましたように、この「ふくおか戦略」は「戦略」というようにあるように、あくまでも100年後の目標度を示す。そして10年程度の取り組みの方向を示すということですから、これも個別のいろんな行政計画の中に今後反映させていただきたいという思いをこめてつくったと。そういうことであります。

委員が何人もほぼ1年間にかかって、この策定には関わりをもって、大変ご協力をいただいたわけでありまして、委員が今おいでになりましたので、コメントをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員

ご存じのとおり、名古屋で生物多様性条約の第10回の締約国際会議が開かれまして、まだ日本は議長国を務めております。この10月にインドで第11回の会議が開かれて、そこでインドにバトンを渡すことになるのですが、一方名古屋で採択した愛知目標が、2020年目標と長期の2050年目標があって、さらに国連の生物多様性10年という提案もしておりまして、日本政府としては、10年間ぐらいは議長国から離れても、生物多様性という問題について、国際的に取り組んでいこうという姿勢であります。そういう流れの中で、福岡市という大きな自治体が、この「ふくおか戦略」というのをつくったというのは、大変意義の

大きなことだと思っております。

低炭素というような問題、温暖化の問題というのは地球規模の問題で、一方でかなり技術的な解決を図らないといけない部分があるのですけれども、この生物多様性の問題というのは、多くの場合、ローカルな問題が非常に深く絡んでいまして、逆に言うとローカルな努力、市民の努力ですが、問題の解決がかなり図られていって、それが地球全体の環境改善に結びついていくというような課題でもありますので、今後、ここで取り上げられた基本方針を具体化して、福岡市が10年間ぐらい、日本が国際的にこの分野でリードしていこうという中で、日本の自治体の中でも生物多様性の問題について、ぜひリードしていただければと思います。

今、ご報告があった市民からのパブリックコメントの中で、特に私が大事だなと思っていることは小中学校の教育の中で、ぜひいろんな形での取組みをとというコメントがあって、これは実は行政としては大変取り組みにくい。行政として教育委員会等の独立性という問題もあって、市としてなかなか取り組みにくいからだと思うのですけれども、かなりの部分とかも含めて、子供の教育の中にこの生物多様性をきちんと位置づけて、子供たちが都心部であっても、比較的身近なところで、いろんな生き物をお見せすることができるというのは大変重要だと思いますので、ビオトープをすべての小中学校でつくってという市民からのご提案もありますけれども、学校林というような取組みをしているところも、他の自治体ではありますので、いろいろな工夫をして、次の世代によりよい福岡市の生物多様性と共生したような状態を残して、伝えていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

どうもありがとうございました。生物多様性というのは、なかなかわかりにくい面もありますし、第一、金につかない、予算がつきにくい。この「ふくおか戦略」をつくるについて、最初は予算全部削られたのですけれども、前の市長に僕からもお願いして、予算を復活させてもらったというぐらいなんですけど、一ぺんつくってしまえば、かなりデータははっきり揃ってきますので、今後のメンテにそんなにめちゃくちゃに金がかかるわけではいなくても、審議会の委員である議員の先生方にはぜひ積極的に応援のご発言をお願いしたいと思います。

何か特にこの戦略について、ご質問なり、ご意見なりございますでしょうか。

よろしゅうございますか。それでは今後、この戦略ができましたので、これに基づいて、いろいろな施策を進めていただくとともに、先ほど話がありました環境基本計画の見直しというときには、この戦略を十分に活かすべく努力をしていくということを事務局にもお願いしたいと思っておりますし、今、矢原委員からのコメントがあったように、教育部局とも少し調整をしながら、これのPRも積極的にやっていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは次に議題3に移りたいと思っております。前回の審議会で諮問を受けまして、それについての検討を始めることをご了承いただいたわけでありましたが、環境影響評価法が改正されまして、来年の4月から本格的にすべての改正が動きだしますので、それに合わせて本市の環境影響評価制度についても見直しの必要があるということで、検討を始めたところであります。

今日はこの検討にあたりましては、環境管理部会長がおられますので、部会長から中間のご報告をいただくということにしたいと思います。

どうぞ、部会長、お願いいたします。

○環境監理部会長

ただいま会長からのお話がありましたように、参考資料がございますが、その1ページにありますように、昨年12月1日付で、本市における環境影響評価制度のあり方についてという諮問を受けました。

これに関しては環境管理部会に付託されておりましたので、このたび、検討結果を中間取りまとめとして作成いたしましたので、ご報告させていただきます。

資料は3-1と3-2、それから参考資料が1から7までございます。今回の検討ですけれども、資料の3-1の経緯にありますように、平成23年度の3月のアセス法の改正。それから本市では平成10年に条例が制定されておりますけれども、それから10年余を経過したということで、この中で生じた様々な課題、また、社会情勢の変化に対応するために、福岡市の今後のアセス制度のあり方について、検討しているものでございます。

環境管理部会は2の検討経過のところにありますように、2回、行いました。

まず1月31日に行いました第1回の部会におきまして、法改正への対応として、方法書説明会、電子縦覧、事後調査報告書公表、また、条例の対応課題として公聴会、災害対応に関する事業の適用除外、公告方法について検討いたしました。

続いて、4月20日に行われた第2回の部会では、法改正で新たに設けられた手続の計画的段階配慮書について、その他、法と条例との一体的な運用のための調整規定とか、発電所の対象要件の見直しなどについて検討いたしました。

中間とりまとめの詳細については、後ほど事務局のほうからご報告いただきますけれども、3番目の今後の予定のところをご覧いただきたいと思いますが、本審議会でご意見を伺ったあと、6月の議会委員会に報告をいたし、それをもとに市民意見募集を行って、それを踏まえまして環境管理部会を開催し、検討をとりまとめ、再びこの審議会に報告したいと思います。

12月の議会に条例改正案を上程して、法改正が来年の4月1日ですけれども、それに合わせて本条例も施行するというような計画になってございます。

それでは中間とりまとめについて、事務局から説明をお願いします。

○会長

それでは事務局から説明をお願いします。

●事務局（環境調整課長）

はい、それでは資料3-1の裏面になりますけれども、4の中間とりまとめについてという資料をお開きください。こちらのほうにとりまとめの手続の流れのイメージとご説明を書いております。左の枠について、計画段階と事業実施段階、着手後となっておりますけれども、これは事業の位置、規模または施設の配置などを検討している段階が計画段階。実際、事業の概ねの内容が決まりまして、検討を始めるのが事業実施段階。工事を着手した後が着手段階ということで3つのテーブルに分けております。この中で、グレーで方法書、準備書、評価書、事後調査報告書とございますが、これが現行の制度の流れでございます。赤で着色しておりますものにつきましては、今回、検討をさせていただいておりまして、新たに手続として改定等を考えているものでございます。

まず、上からご説明します。計画段階の配慮手続と書いておりますけれども、それについては、ここで新たに追加されまして、事業の計画段階、場所とか規模とかを考える段階で事業者が環境配慮を検討するという手続でございます。

現状の方法書からの手続を行う場合には、位置規模等が概ね決定した段階でございますので、いわゆる場所とかを少し移動させることによる、例えば貴重種とかが生えていると

ころを回避するとか、そういう効果的な環境配慮がなかなか現状ではとりにくいということで導入された手続でございます。

これについては、法律の手続に準じた手続を方法書の前に入れるということで検討いただいております。

次に緑色のところから下に2、3、4、法改正関連というところでまとめておりますけれども、ここにつきましては、市民への周知や意見提出機会の充実ということで追加されたものでございます。

電子縦覧につきましては、現状では縦覧場所にアセスの図書というのは、広告縦覧をしますけれども、縦覧場所に見たい人は行きますして、そこで非常に分厚い図書を見るしかないというところがございますので、そこを電子化することにして、誰でも見られるようにするという。あと、方法書の説明会につきましては、環境影響評価方法書というのも、これは非常に難しく分厚いものになってきておりますので、これを縦覧している途中で、住民への説明会を実施するもの。

事後調査報告書の公表につきましては、これは今までは公表というのは規定がなかったのですけれども、環境影響評価の結果がきちっと事業実施に反映されたかどうかというのを、住民に知らせる必要があるということで、それによって透明性を高めるというものでございます。

ピンク色の5番から下でございますけれども、こちらは条例の課題に対する対応ということで書いております。まず公聴会につきましては、市民が意見を述べる機会を充実させる必要があること。これによって、より適切な環境保全上の意見が出るように努める必要があること。なお、法改正の検討の中で、公聴会についても検討がなされておりますけれども、既に多くの自治体で導入されている実績があるということで見送りになってという経緯もございます。

公告方法につきましては、民間事業者について、今のところ、実質的には日刊新聞への掲載という方法しか処方がございますので、非常に経済的な負担になっているところで、ここで適切な選択肢というのを充実させる必要があるだろうというものです。

一番下の白抜きで7、8、9と書いておりますけれども、ここは災害対応の事業について、現状では条例の対象になってしまって、緊急の事業の実施が難しくなることが想定されますので、それにつきまして、包括的に適用除外をする必要があること。法対象事業について、一部、配慮書の手続を行わないものというのも想定されまして、市域では必ず配慮書

手続を課すように、規定を考えること。

法律に基づく環境影響評価を実施するときに、事後調査報告書に市長が関与することができない規定となっておりますので、市長に提出するように規定を追加すること。

9番目になりますけれども、発電所の対象要件の見直しとしまして、これは法律のほうで風力発電施設が対象事業として設置されたところですけども、条例では既に風力発電所でありまして、太陽光発電所は、工場を事業場として一定規模以上の面積があれば、対象に現在なっております。

これは条例が設定された当時の社会的状況というのが変化してきまして、その当時では発電所がたくさん出来るとか、再生可能エネルギーの導入促進のような、そういうところが反映されておらず、また事業特性を反映した規模要件になっておりませんので、これについては風力発電所でありまして、一定規模以上の土地の改変を伴うような太陽光発電所については、対象規模要件というのを新たに選定する必要があるだろうということでございます。

以上でございます。

○会長

はい。ただいま中間取りまとめということでありまして、今日、これに基づいてご意見を伺い、さらにパブコメをした上で、最終的にこの審議会答申としてまとめていくという作業を引続き、環境管理部会で行いたいということでございます。

なお、福岡県も法の改正に伴うアセス条例の見直しを始めることになっていまして、7月に見直しが始まります。県のほうの条例が先にできてしまいますと、ちょっと困ったことが起こるのは、やはり県条例が厳しいのに、福岡市条例ゆるやかだと、県条例が適用されることになるのですね。

それで、何とか県条例ができる前に福岡市条例をつくっておかなければいけないということになりますので、これはやや作業を急ぐということになるかと思えます。

今のところ、どうも北九州市が遅れそうなので、どう調整しようかと苦慮しているんですが、福岡市はあまり遅れないようにする必要があるということでございます。

何かただいままでのご報告、ちょっと技術的でわかりにくいこともあったかと思えます。アセス制度についての解説等は、お手元に環境省の資料をお配りしておりますので、それをご覧いただくといいわけですが、ご質問があれば承ることにしたいと思います。これに

については、私の方からいくらでも答えることができますので、どうぞ、どんなとでも結構です。あるいはご要望などがございましたら、どうぞ、お出してください。今回新しく考えているのは、風力は法律で対象になりますので、条例でも考えましょうということです。それから太陽光については、この太陽光発電をつくるために土地改変をやるということが起こるなら、やはりこれは従来の対象面積の規模ではちょっと対応できないので、対応したほうがいだろうということです。既にもう開発されている場所に太陽光発電を設置するというような場合まで、アセスをやってくれということはない。太陽光発電所の設置そのものが環境に悪影響を及ぼすということがあるとは思いませんけれども、それに伴う土地開発の問題ですから。それはやはり対象事業としておかないといけない。

特に民間企業もどんどんやりかねないので、そうすると、どこでもかしこでも土地をはぎ取って、太陽光発電所の設置ということが仮に起こった場合、従来の条例だとそういうものは全く手のつけようがないということが起こりますので、それは防いでおきたいというのが、この話であります。

いかがでございますか。どうぞ。

○委員

一つ教えていただきたいのですが、資料3-1の裏のほうの手続きのところですけども、今回、準備書のあとの段階で公聴会というのが新たに追加になってというお話だったので、この公聴会というと、これは事業者が主催して、市民等から意見を聴取するものということなんでしょうか。その辺、教えていただこうかと思います。

○会長

これはなかなか悩ましいところですが、本来、アセス手続きということであれば、意見は事業者に対して出すものということになっておりますから、公聴会もいきおい事業者に対してそれをやってくださいと要求するということになるのが、本来の制度枠組みの筋であろうと思うのです。しかし、なかなかいろいろ難しい問題もあると。それから他都市や県の条例等見ても、公聴会は知事なり市長なりが、自らの意見形成をするに当たって、意見を聴くという位置づけにして、実際には行政がやってしまうというようなのが結構多いですね。

いろいろ悩んだのですが、筋を通すよりは実を取ったほうが良いということで、この点

については、市長意見形成のために必要な意見を市民から直接聞きましょうということにしております。ですから、場合によっては、事業者に不意打ちという可能性もないわけではないですね。

つまり事業者に対して意見書が出てくれば、こういう意見が出たということを経営者がわかって、対応できるのだけれど、事業者に全然情報が流れないで、公聴会の意見がいきなり市長意見の中に反映されると、事業者としてはお困りということがあるでしょうから、困るなと思う事業者は公聴会に来て座っておくということになると思います。それは運用の問題ですね。

それで、背景としては先ほど課長が言いましたように、もう既に条例で公聴会やっているというのが圧倒的に多いので、法改正で公聴会義務化とやると、二重手続になるおそれがあるからやめておこうということで、法律のほうは見送ったというか、逃れたという面がある。

それで全国で公聴会規定を置いてない条例は、福岡県条例と福岡市条例と、北九州市条例くらいでごくわずかです。そこで今回はこれをだから入れましょうということでやまして、入れ方としては、他都市の条例に合わせる以外にないということです。

文書で書くというのと、同じことでも口で言うというのは、ニュアンスが多少違ってきますし、文書を書いてもなかなか意が通じない。言葉で言うほうが通じやすいことがありますでしょう。いずれにせよ、アセスの意見というのは、事業のよしあしではなくて、環境面からの意見ということになりますので、まあ事業の善悪について意見も出るでしょうけれども、出てもそれは参考意見にしかならないというのは従来どおりです。

その中で環境面から本当に有益な意見が出てくるなら、書面で出てこないようなものを獲得できるという、こういうことであります。

他に何かご質問は。はい、どうぞ。

○久委員

今回、計画段階での環境配慮書手続きですか、それが行われるということなんですが、ここの説明、黄色いところの説明を見ていると、市長が意見を述べるができるというふうにありますので、それは市民に知らせるというよりも、行政に対してこういうふうなことを考えていますというようなことを、業者が説明をして、それについて市長だけが意見を言えるということですか。

○会長

法律の構造はそうなっていて、意見を述べることができるのは、これは環境大臣とか、ということになるわけです。しかしながら、事業者が一般の住民に意見を求める、あるいは地域の自治体の長に意見を求めるということは努力義務ですね。どうしてそうになっているかという、そこで余り時間をかけさせるということは、かえって事業のブレーキになるということもありますし、どうせすぐ方法書につながっていくので、そこで手間をかけてもしようがない面もあるだろうというようなことがあって、義務的にはしてないのですね。何日以内ということについても余りぎちぎちとやらないで、ここは比較的緩やかにやる。

要は大事なことは方法書の前の段階で、環境について考えてくださいということをやりたい。実質をとりたいということですから、形式的な手続よりも実質ということからこうなっています。

ただ、公共事業系のものに関しては、もともと国交省の考え方はパブリックインボルブメント（PI）で、早い段階から住民と一緒に計画をつくりなさいと言ってますから、それとの並びで言うと、福岡市もせめてPI並のことを、今後やらなければいけない。今やってないですね。勝手に局の中で計画をつくって、できてから出すものだから、問題になっているわけです。

だから、やはり国交省がPIをやるとなったら、福岡市もやはりやってほしいと思いますよ。ただ、それはアセスの話ではないので、アセスの立場から言うと、仮にPIをやなくても配慮書は必要だよということですね。市長がやるのに、市長の意見だけを求めて、それで終わりというのは、どう考えても筋が通らないでしょう。多分、環境部局は直接の事業部局に言うと、期待はしているのですけれども。

事実上、PIに近い形にもって行って、早い段階から住民に計画に参加してもらえば、余計な問題がなくなるという期待はできると思うのです。

ただ、民間事業の場合、なかなかそうはいきませんので。主にこれは民間事業に対する配慮があって、意見を求めるように努力してくださいと言ったら、民間事業の場合には用地を手に入れにくいということがあるんです。ほかの所と言われても、なかなか難しい。名前を挙げて悪いけれども、実際に出ていますから。福岡市の条例では、今まで西南学院のグラウンドで、全くの民間事業でアセスをやってもらったことがあるのですけれども、

ものすごく厳しい要求を出して、西南には気の毒だったのですが、かなり1年かけてやり直しをしてもらったことがあります。と言って、文句を言われて、別の場所を探すことは不可能ですから、その中で何とかしてくださいということにしかならないですね。そういうようなことは配慮が必要だろう。

ほかに何かご質問ございますか。どうぞ。

○委員

2点確認させていただきたいのですが、公聴会は本法改正されたかということと、5番の公聴会の開催の規定の追加は条例課題というふうになってますので、市の条例に定めるのかという点の確認。

それから参考資料の2ページに公告縦覧の方法の見直しのところで、検討の理由の中に、公告は事業者が実施することとしており、その方法は福岡市広報への掲載、福岡市の広報紙への掲載、日刊新聞への掲載のみである。民間事業者においては、実質上、日刊新聞への掲載しかなく、経済的な負担となっている。

これは現行はどういうことで、今度改定する上での検討事項はどういうことなのかという、この2点をお尋ねしたい。

○会長

前半であります、国の法律はさっきも申しましたけれども、公聴会規定は入れておりません。ほとんど条例でやっているからいいということなので、法律にはないので、これは条例で加えるということです。それから公告の方法については、いま民間事業者がアセスの公告をしようと思っても、たしか市の公報には載せようがない。市政だよりも民間事業では載せられないということなので、今回の改正で協力をしてあげることができればというようなことも考えられます。

あるいは、影響を及ぼす範囲が狭い事業であれば、何も日刊新聞でなくてもいいかもしれませんので、例えば町内会に回覧板を回せば済むような場合もあるのかもしれませんが、その辺、環境調整課長から。

○委員

ということについて、改定を考えているのですかね。

●事務局（環境調整課長）

そのとおりでございます、民間事業者が新聞に掲載することになると、経済的負担になりますので、選択肢を増やして、先ほど会長がおっしゃいましたような、例えば狭い範囲であればチラシのようなものを配付してやっているような自治体もございますので、そういうふうな選択肢をたくさん増やして、一番適切な方法が選べるようなことを考えています。

○会長

よろしゅうございましょうか。一番いいのは市のホームページを使わせてあげるというのが一番いいでしょうけど、行政アセスですから、最終的には公的な手続になるので、民間事業者だから完全に自前でやれというのめがかわいそうな面があるとは思うのですね。それは今後の運用の問題ということで考えればいいと思います。

よろしゅうございますか。ほかに特にございませんでしたら、これは最終的には議会にかかりますので、議員の先生方にはよろしくお願いいたします。

それでは議題の3については、以上で終わらせていただきます。

次に議題の4の「アイランドシティ環境配慮指針について」、事務局から報告をいただきます。

●事務局（環境調整課長）

それでは資料の4と、おそれいりますが、別に配付しておりますパンフレットのほうを説明します。

「アイランドシティ環境配慮指針」のあらまし（改定版）の方でご説明させていただきます。「アイランドシティ環境配慮指針」につきましては、平成15年に策定いたしまして、今回、社会的状況や技術的な進展などがございますので、改定させていただいております。

まず一つ、「アイランドシティ環境配慮指針」がどういうものかということ、少しだけ説明させていただきます。パンフレットをお開きください。

2ページになりますけれども、指針の位置づけにつきましては、アイランドシティ周辺の自然環境とか、持続可能な社会を实践する先進的な環境都市の实现というのを旨とするために、アイランドシティ内に施設整備をするにあたって、環境配慮対策などを誘導するため

のモデルでございます。

ここで2ページが一番下の対象範囲のところをご覧ください。対象につきましては、アイランドシティ内に整備されるすべての施設が対象になります。

次のページをお開きください。その際、環境目標として、5点を目標としております。自然環境、温暖化、交通、水資源、環境に配慮したライフスタイルやワークスタイル、これらを環境目標としまして、4ページに示しておりますように民間と公共機関とに分けて、あと施設ごとにも分けているのですけれども、レベルごとに、例えば一般的なものを、一般的な対策であればレベルの1、ちょっと考えなければいけないものはレベル2、非常に冒険的といいますか、少し費用的な話も考えないといけないのが、レベル3というふうには、導入のレベルに合わせて、1. 2. 3と定めておまして、そういう一定の指針の方を示すことで、事業者のほうに環境配慮対策をリードしていくという手順でございます。

次のページ以降には、各建築物ごとに、どういう対策があるということを示しております。一番最後の裏表紙をご覧ください。こちらに手順のフローがございます。土地の分譲から始まりまして、施設の計画をする際に整備計画書を提出していただき、その中でできるだけレベルの高い対策をしていただくように、協議をしていくということになります。

個々の趣旨については、今回改定はしておりません。手順については、今、お話したとおりでございます。

恐れ入りますが、資料4にお戻りください。

資料4、A3の1枚物になりますけれども、真ん中の黄色い枠で囲んだところが、今回策定以降の動向でございます。1番の国の政策動向、今まだCO₂の削減については議論がなされておりますが、こういう対策が打ち出されていること。あと、省エネルギー法など、住宅建築関係の分野の対策規定が強化されたということ。

2番目の市の各種計画が改定されたこと。特に下から3目になりますけれども、福岡市建築物環境配慮制度、これは「CASBEE福岡」といいますけれども、これが創設されたこと。あと、ここには書いておりませんが、先ほどご説明しました生物多様性の戦略を策定していること。また、アイランドシティの自然エネルギーのビジョンなどが策定されたこと。

3番目に、住宅とか建築物関係のエネルギーに関する取組みというのが強化されている。実際の開発普及が進んでいるということ。

4番目になります。各種の技術開発が進みまして、再生可能エネルギーの導入促進と

ということで、非常に今、技術が進んでおります。そういうことを受けまして、主な見直しを行っております。

右側の主な見直し事項というところをご覧ください。まず、この指針の位置づけの中に、「CASBEE福岡」の指針を達成することを、レベルを設けて設定していること。2番目に、技術の進展とか普及具合によりまして、今はかなり一般的になってきた技術がございますので、例えば公共の場合でございますと、高効率の給湯器は、もとはレベル2「導入に努める」でございましたけれども、これをレベル1の「対策導入を行う」でありますとか、(3)の太陽光発電システムにつきましては、これもレベル2の「導入に努める」だったのを、レベル1の必ずやりなさいという「対策導入を行う」というところに、置き換えをしております。

3番目の項目の追加や整理でございますが、(1)は生物多様性などに配慮した緑化の推進というのを入れているところ。

(2)につきましては、これはあいまいなところで書いていたところがあったのですが、太陽光とか、各技術・機器ごとにきっちり書いたこと。

(3)につきましては、エネルギーを効率的に利用する住宅の位置付け。これは(5)の長期優良住宅認定というのと連動しているのですが、このような住宅関連の対応。あとは次世代自動車を位置づけたこと。

それとエネルギー使用量とか、CO₂排出量の見える化に関することとありますとか、CO₂固定に関する木材の利用促進など図ること。また、事務的なところですが、今まで明確に提出する書類を書いていませんでしたので、そこを明確化したこと。

4番目以降、これは昔、用いていた用語というのを、最新用語に変えたということです。指針の効果で、緑化でありますとか、CO₂の抑制について、下のほうに効果を記載しております。

指針につきましては、学識・行政等で検討委員会を行い、逐次効果の検証を行っていく予定であります。

左下の現在の状況というのは、これは現在までこの指針に基づいて導入しました対策の効果を表にしたものでございます。

説明は以上でございます。

○会長

それでは「アイランドシティ環境配慮指針」が改定されたということで、これも報告事項でありまして、既に改定されているわけでありますが、何かご質問なり、今後の運用に関してのご意見がございましたらお出してください。どうぞ。

○委員

もうお尋ねはしませんけどね、議会でも尋ねたけれども、現在の状況ですね、2の効果、指針の効果という形で出ているんだけど、例えば現在の状況のところ、住宅は集合住宅 2,152戸、30棟です。戸建住宅 220戸、そして効果のところ、CO₂削減効果をこういう形で出ているんですよ、次世代省エネ、太陽光発電、例えば戸建住宅で23.59、ですね。削減効果が出ていると。

太陽光発電では0.45、こういうふうになっているのだけれども、そのアイランドシティゾーンで、他の街と比べて、どれだけの太陽光発電が普及されているのか。風力発電が普及されているのか。次世代省エネがどういうふうになっているのか。このゾーンで、どういう施設整備がされているのか。ここに居住されている住民は、どういう積極的な協力と展開がされているのかというのは、このプランにも、この冊子にも、資料にも一切ないのですよ。

私が議会で質問したら、明確な回答ができないのですね。

こういう資料が出てきているならば、その効果をその過程に至るあり方について、市民に示すべきだと思うのです。これだけの効果が出れば、福岡市のまちづくりのあり方、住宅展開のあり方の極めて参考になるものだと思うけれども、その過程が一切明らかにされない。こんな資料の作り方は極めて不親切だと思うのですよ。

もっとあなた方が胸張れるなら、どんどんそのところを押し出さなくてはならんのかないか。もうこれは委員会でも回答が出てなかったもので、今日はお尋ねはしませんけれども、きびしく指摘しておきたいと思います。以上です。

○会長

他にご意見ございますか。いかがでございますか。よろしゅうございませうか。今の点は質問ではないということではありますが、環境監理部長。

●事務局（環境管理部長）

「アイランドシティ環境配慮指針」の効果ということでございますけれども、今回、改定にあたりまして、他の地域との比較までは具体的にはできておりませんが、ここに挙げております数字はネットの数字でございます。例えば、緑化でございますと、全市平均に比べますと、かなり高いということでございます。

CO₂削減効果につきましても、他の地域、例えば具体的な例につきまして、美和台と比較するのがいいのかということがございますけれども、各校区におきまして、省エネに配慮された機器が導入されている。そこではエネルギーの削減につきましては、やはりライフスタイルがございますので、なかなか難しいものがあつたところがございます。設備としては、かなり他の地域に比べまして、率先して入れていただいていると。我々としては今後改定にあつた後、最後に書いてありますが、配慮書に基づいてこういういい街ができたということ積極的にアピールして行って、他の地域に取組が広がっていくことを努力していきたいと思つています。

○会長

他にございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、これは改定をしたということのお話を承つたということにしましょう。指針は直接的には開発事業を行う方に対して、公的部門、民間部門含めて、この指針を適用するというものですから、なんともはや、その先の、さらにそれを譲り受けたとか、購入された方の使い方というところまでは、なかなかうまくいかないのですけれども、しかし、ほかの地域でも、例えば市のつくっている分譲の集合住宅などの場合は、緑化協定を行うとかいう形で、最後のところまで追っかけて行って、義務付けができるという仕組みを現実設けておりますから、その辺はデベロッパーから売られた後はもうやりたいほうだいでは困るので、そこに何かのピンどめみたいなのは考えておかないと、第一段階のステップのところではうまくいっているけれども、その後はどうなるかわからないでは困る、ということはあると思つています。

私はむしろ、今、ご指摘のあつた宮本委員のご意見に大変賛成の面もあつて、最後までちゃんと責任の持てる体制をつくっていかなければいけない。これは環境局の仕事というよりもむしろ売る側の責任ですから。そういう意見が審議会に出たということ、よく港湾局にも伝えておいてほしいと思つています。

○会長

それでは、本日の最後の議題になりますが、資料5でございます。恒例の審議会視察がありますが、例年ちょっと提案が遅くて、当日、なかなか参加が多くないということがありますので、今年は早く決めて、日にちも決めて、できるだけ早く皆さんにご参加いただくように呼びかけをしたいということもあって、今日これを御提案があるようであります。事務局から説明を願います。

●事務局（環境政策課長）

はい、それでは今年度の環境審議会の下見でございます。

日時は11月の初旬を考えてございます。日程については、改めてまた、調整をさせていただきます。2つ、案を用意させていただきます。

案の①は、主に生物多様性に関する視察でございます。

まず、福岡市役所を出まして、アイランドシティの、これ、生物多様性ではございませんが、スマートハウスの展示場をご覧いただきまして、その後、「海の中道・志賀島」の方で、海・海岸・島の生物多様性をご視察いただく。それから、福岡市の船「金印」に乗っていただきまして、こちらの方に戻ってきていただいて、バスで、油山市民の森の方に移動していただいて、山と森の生物多様性をご覧いただくというコースでございます。

2つ目の案は、これは廃棄物関係ということで、まずは視察に出発した後、久山町でございます伏谷の埋立場をごらんいただきます。福岡方式による最終埋立処分場でございます。こちらで埋立場をご視察いただいた後、宮若市にありますトヨタ自動車九州の宮若工場の方で徹底した廃棄物削減、廃棄物を出さないリサイクルの取り組みについて、ご視察をいただく。

この2案を用意させていただいております。よろしく願いいたします。

○会長

案が今、2つ出ておりまして、内容的にはもうおわかりだと思いますが、何かご質問はございますか。よろしゅうございませうか。トヨタは、前に私、本社工場を見にいったら、99.9%ですね。ボタン電池だけはどうにもならないので、これは捨てていますみたいな……。100%と言わないところがいいなと思ったのですが、その後、どうなったでしょうかね。

生物多様性の戦略をつくったということもあるので、実際に足で見て回るのも悪くないなということで、こういう案をつくってもらいました。私はもっと遠くに行ったらどうかと考えたのですけれども、とりあえず、こんなところかなと。こういうわけではありますが、これはどちらがよろしいかということについては、とにかく票決で決めるということですので、私は行かないという人も、この際、面白そうだという、そのくらいの野次馬的発想でもかわいませぬので手を必ず挙げていただきたいのですが、どちらがよろしいか、お考えをいただいて、1と2と、賛成の多いほうから選びたいと思います。

私のゼミだと候補を6つか7つぐらい挙げていて、1人3回ぐらい挙げてもいいとか持ってくるのですけれども、そこまでお遊びをする気はありませんので、どっちか決めていただければと思います。よろしゅうございましょうか。

それでは案の1の「生物多様性の視察」がいいと思われる方、ちょっと挙手をお願いいたします。これ、多数ですね。それでは1のほうがいいという方が多数でございますので、このようにしたいと思います。

後は議会日程と調整しながら、最終的な日程をできるだけ早く固めたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、本日、審議を予定いたしました件はすべて審議をおわりました。

それでは、その他、案件として、今後の審議会のスケジュールについて、事務局から説明いただきます。

●事務局（環境政策課長）

それでは事務連絡をさせていただきます。今後の環境審議会のスケジュールでございます。一度4月にご案内をさせていただいておりますが、今後の日程につきまして、まず9月の前半に環境管理部会を予定してございます。先ほどご報告させていただきました、環境影響評価制度のあり方について、ご審議をいただく予定でございますので、環境管理部会の委員の皆様、よろしくをお願いいたします。

それから、その後、9月末に開催を予定しております「循環型社会構築部会」でございますが、これにつきましては、昨年策定いたしました「新・循環のまち・ふくおか基本計画」の進捗管理をお願いすることといたしております。

これにつきましては、9月末の予定でございますが、実は次の第2回目の環境審議会の総会を9月末から10月上旬にかけて開催する予定でございますので、場合によっては、こ

の循環型の部会と総会を同日開催というふうにさせていただく可能性がございますので、ご了承をお願いいたします。

最後に、先ほどの11月初旬の環境審議会の視察を開催させていただきます。日程は今後、調整をさせていただいて、改めて正式にご案内をさせていただきたいと思っておりますので、ご多忙だと思っておりますけれども、できるだけ参加をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、事務局からの事務連絡でございます。

○会長

特に何かご質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは本日の審議会の議事は以上で終了いたします。どうもありがとうございました。最後に局長から挨拶がございます。

●環境局長

今日は第1回目の本年度の審議会でございますけれども、長時間にわたりまして、ご議論いただきまして、本当にありがとうございます。

昨年の震災を受けまして、実は私ども環境行政を取り巻く環境も非常に大きく変わってまいりました。

昨年の秋にはエネルギー統括部門を環境局に新設をさせていただいたところでございます。

本日、最初にご提案、審議していただきました「新世代環境都市ビジョン」でございますが、今、そういうふうな取り巻く環境行政、非常に大きく変わってきておまして、例えば生物多様性ふくおか戦略は100年、それから、いま計画をしております温暖化対策につきましては2050年。昨年策定をいたしました「新循環のまち・ふくおか計画は」25年間の計画で進めてきておりますが、非常に環境行政を取り巻く計画というのは長期的なスパンで見ながら、計画を進めているところでございます。

また、環境部門、今、非常に大きく変わってきておるところもございまして、実は平行しながら、このような新世代都市、環境都市ビジョンを策定しながら、一つの方向性を見ながら、それぞれの計画をつくっていきたいということで、このような、これは計画ではございませんが、ビジョンでございますけれども、策定にも踏み切ったというところでご

ございます。

今日、これにつきましては、様々なご意見をいただきましたので、また、それをもとに私どもも進めてまいりますが、今後とも多方面からの環境行政が非常に求められている時期でございますので、皆様方のご支援、ご協力を承りたいと思っております。

今日は本当に長時間のご議論、ありがとうございました。

○会長

それでは本日はこれで終わります。どうもありがとうございました。

[閉 会]